

しまね
青少年プラン

◆◆ スサノオ プラン ◆◆

(第4次改定)

令和 4年 7月

島 根 県

島根県青少年の健全な育成に関する条例の総則には「すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、家庭及び社会において、青少年のためによい環境をつくり出すように努めるとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為から青少年を守るように努めなければならない。」とあります。

しかし近年、少子化による青少年人口の減少やインターネットの普及による情報ネットワーク社会への移行など、青少年を取り巻く社会環境は急激に変化してきており、児童虐待やいじめ等の子どもが被害者となる事件の増加、不登校やひきこもり、貧困問題の深刻化など、青少年に関する課題は看過できない状態にあります。

青少年が健やかに成長し、社会的に自立していくためには、青少年自身が社会の変化に対応しながら様々な課題に主体的に取り組むことに加え、周りの大人は、青少年に課題を解決する力が身につくよう支えていくことが重要です。また、困難な状況にある子ども・若者に対しては、その一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められます。

島根県においては、青少年が誰ひとり取り残されず、社会の中で安心のよりどころとなる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、社会全体で支える指針として、子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）に基づく「しまね青少年プラン～スサノオプラン～」を策定しており、この度第4次改定を行いました。

今回の改定では、令和3年4月に内閣府より発出された「子供・若者育成支援推進大綱」に示されている「家庭」「学校」「地域」「情報通信環境」「就業」という5つの「場」ごとの青少年の現状や実態をデータで示すとともに、そこに存在する課題の解決に向けた県の施策等を記載しています。

私たちにとって青少年は、未来を創る担い手であり、大きな希望です。青少年の育成支援は、県や市町村の取組はもとより、県民の皆様一人ひとりが自分自身の課題として考えるところから始まります。家庭・学校・地域が一体となり、全ての青少年が健やかに成長し、持てる能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現を県民総ぐるみで取り組むことが重要です。

皆様には、このプランの趣旨をご理解の上、それぞれの立場から一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

令和4年7月

島根県知事

丸山 達也



目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）	
3 計画の期間	2
4 計画の対象となる青少年	
第2章 島根県の青少年を取り巻く現状	
1 島根県が抱える課題「人口減少」	3
2 青少年が過ごす「場」ごとの状況	4
（1）家庭	
（2）学校	7
（3）地域	10
（4）情報通信環境（インターネット空間）	11
（5）就業	12
3 新型コロナウイルス感染症の影響	13
第3章 青少年育成の基本的な考え方	
1 めざす青少年の像	14
第4章 青少年育成の施策展開	
1 施策体系図	15
2 青少年のライフステージに応じた特性と課題と施策展開	16
（1）乳幼児期（就学前）	
（2）学童期（小学生）	
（3）思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）	
（4）青年期（18歳頃から30歳頃まで）	
（5）ポスト青年期（30歳頃から40歳未満まで）	
3 計画の柱立て	17
4 施策の具体的な内容	20
基本理念Ⅰ すべての青少年の健やかな成長に向けた支援	
基本施策1 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】	
施策① 心身の健やかな成長の促進	
施策② コミュニケーション能力や人権感覚の育成	22
施策③ 多様な活動機会の提供	24
施策④ 確かな学力の育成	25
基本施策2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】	
施策① 地域社会への参画と人材育成	26
施策② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成	27
施策③ 職業的自立に向けた就労支援	29

基本理念Ⅱ 困難を抱える青少年とその家族への支援	30
基本施策3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】	
施策① 不登校・中途退学対応の充実	
施策② ニート・ひきこもり支援の充実	31
施策③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実	32
施策④ 障がい等のある青少年支援の充実	33
施策⑤ 子どもの貧困対策の推進	35
施策⑥ ネットワークによる総合的支援の推進	36
基本施策4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】	38
施策① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進	
施策② 犯罪被害防止と保護活動の推進	39
施策③ 児童虐待防止と社会的養育の推進	40
基本理念Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり	42
基本施策5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】	
施策① 子育て支援体制の整備	
施策② 家庭の教育力向上のための支援	44
施策③ 地域と連携した学校づくりの推進	45
施策④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成	46
施策⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実	47
基本施策6 社会環境健全化の推進【環境整備】	49
施策① 安全安心な地域づくりの推進	
施策② 有害環境の浄化対策の推進	50
施策③ インターネット等をめぐる問題対策の推進	51
第5章 計画の実現に向けて	
1 島根の青少年施策の推進	52
2 指標と進行管理	
3 青少年育成に関連する本県プラン・指針等の紹介	53
■資料編	54
○目的を達成するための主要事業	
○内閣府 子供・若者育成支援施策の総合的推進ホームページアドレス	75
◇子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）	
◇子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定）	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、青少年育成施策を総合的・体系的に推進していくために、県の関係部局、各市町村、青少年団体等の関係機関・団体が連携・協働していく指針となるものです。

平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえた計画とし、同法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。また、令和3年4月に発出された「第3次子供・若者育成支援推進大綱」に基づいて改定を進めました。

それぞれのライフステージを青少年の支援という視点から捉え直し、家庭教育支援、学校支援、地域支援、就業支援、情報通信環境の適切な利用啓発等、県民運動の推進等の取組を「(県民総がかりによる) **青少年が誰ひとり取り残されず、社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、支援の担い手やそのネットワーク強化の取組を社会全体で支える環境づくり**」として見直しています。また、青少年がおかれた現状や実態については、グラフや表を配し、視覚的にわかりやすくしました。

2 計画の性格

この計画は、全ての青少年を対象として、計画的、総合的に進めていく青少年支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものです。併せて、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、県内の青少年が健やかに成長できるよう、育成支援に関係する全ての者が行う事業や計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域支援事業の実施等、支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものです。

また、この計画では、大人の誰もが青少年育成を自らのことと考え、次世代を育成する責任を果たすよう行動し、青少年自身も社会の一員として自分の考えや行動を地域づくり等に積極的に活かすことが重要と考え、すべての大人と青少年に対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的な行動を一層進めていくことをめざしています。

併せて、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、誰ひとり取り残されない社会的養育体制の充実を始めとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に青少年支援を推進するための指針として、「しまね青少年プラン(スサノオプラン)」を策定します。

この計画は、「島根創生計画」を始め、「しまねっ子すくすくプラン」、「しまね教育魅力化ビジョン」、「島根県社会的養育推進計画」等、県の他計画との整合性を図りながら施策を推進するものです。

3 計画の期間

この計画は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする5カ年の計画です。

4 計画の対象となる青少年

この計画では、若者が精神的、社会的自立を遂げるまでの期間の長期化が指摘されていることから、ポスト青年期を含む乳幼児期から40歳未満までを青少年として施策の対象としています。

青少年 : 乳幼児期から青年期までの者。

子ども（子供） : 乳幼児、学童期及び思春期の者

若者 : 思春期、青年期の者。

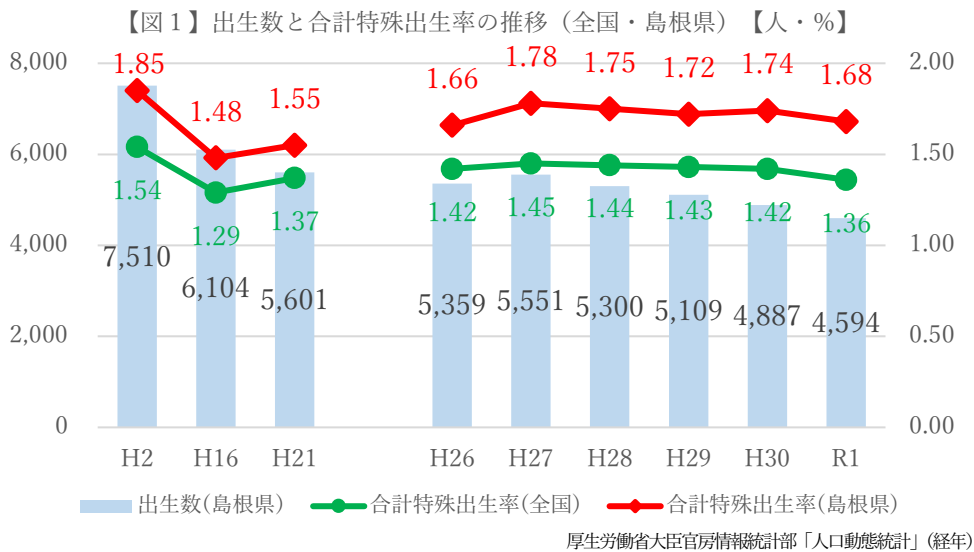
施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
学童期	小学生の者
思春期	中学生からおおむね18歳までの者 <small>※子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。</small>
青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

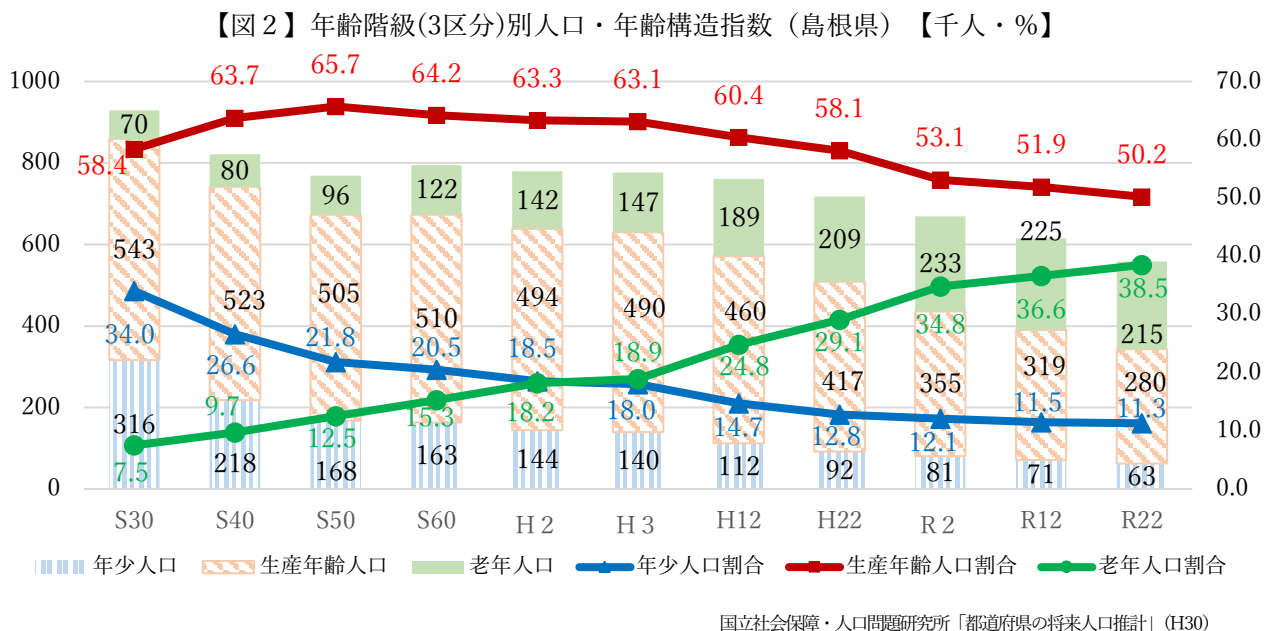
第2章 島根県の青少年を取り巻く現状

1 島根県が抱える課題「人口減少」

- 島根県の出生数は、戦後のベビーブームをピークに減少に転じ、近年は、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率¹も、出生数と同様に減少傾向にありましたが、平成17年以降は、増加傾向に転じています。令和元年の合計特殊出生率は1.68で、全国平均1.36より高い状況にあります。



- 平成3年に年少人口（15歳未満）と老年人口（65歳以上）が逆転し、平成4年以降、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、県の人口減少の大きな要因となっています。
- このまま少子化が進むと、令和12年（2030年）には総人口が現在より約7.9万人少ない61.5万人となるとともに、年少人口と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口が増加し、老年人口は年少人口の約3.2倍になると予想されています。



1 【合計特殊出生率】15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（出生率＝人口千人あたりの出生数）を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当

2 青少年が過ごす「場」ごとの状況

- 急激な社会の変化に伴い、家庭のあり方も多様化しています。
- スマホやタブレットなどの携帯端末やオンラインゲームの普及により遊びの質が変化してきています。情報端末は、学習などにおいて、ツールの1つとして活用が進んでいます。
- SNS²が急速に普及しており、ネットを通して同じ趣味の人とつながったり、たくさんの情報を即座に入手したりできるようになりました。コロナ禍においては、対面で会うことができない中、リモートワークやオンライン授業など新たなスタイルの発展に繋がりました。その反面、SNSを介して、青少年が犯罪に巻き込まれることが増えています。加えて、SNS等の利用過多による健康面への影響が懸念されます。
- 経済発展に伴う生活様式の変化は、人々の価値観の多様化をもたらしました。「個」や「権利」が尊重される一方で「責任」が軽んじられたり、人々が共に社会を構成していく上で、守らなければならない基本的なルールについての認識が薄れたりするなどの傾向が見られます。
- 「個」を重んずるばかりに、他人には干渉しない、他人との関わりをもちたがらない風潮も見られ、声かけをする、助け合うといった気持ちが薄れ、見て見ぬふりをする大人の姿や子育てする親の孤立感などが指摘されています。
- 急激な国際化、情報化、AI³などの利用が進み、数十年後には、現在の職業の半分はなくなっているとも言われています。
- 持続可能な社会に向けて、島根県においてもSDGs⁴に取り組む企業が増えています。学校教育でも取り上げるなど、社会全体が意識しつつあります。

(1) 家庭

児童虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー⁵等が社会問題化しています。とりわけ、コロナ禍⁶は、外出自粛等により閉塞感や不安感を高め、児童虐待等の増加・深刻化が懸念されるなど、困難な問題を抱える家庭に特に大きな影響を与えました。一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も見られました。

島根県にも同様の状況が懸念されます。また、核家族化やひとり親、日本語指導が必要な児童生徒など、家庭のあり様も様々な状況が見られます。

① 児童虐待・社会的養育

- 児童虐待の通告件数が年々増えており、子どもの命や人権を守る意識が高まっています。

2 【SNS】 Social Networking Service の略。インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、趣味などを同じくする個人同士のコミュニティの形成を支援するサービスのこと

3 【AI】 Artificial Intelligence の略。人工知能のこと

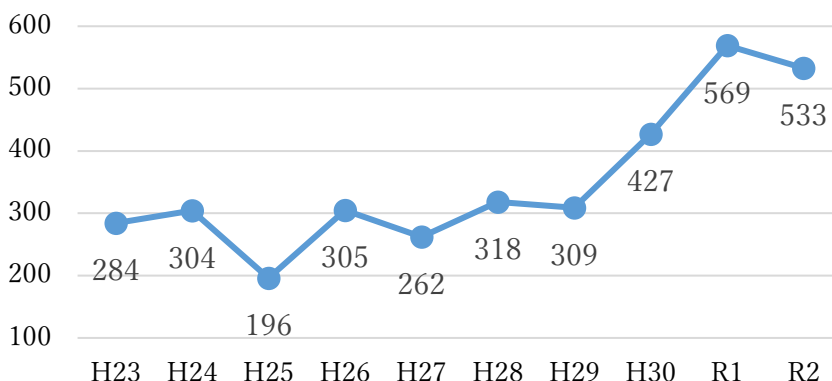
4 【SDGs】 Sustainable Development Goals の略。2015年国連サミットで採択された17の目標からなる持続可能な開発目標のこと。「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」などがある。

5 【ヤングケアラー】「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」一般社団法人日本ケアラー連盟

6 【コロナ禍】 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行によって引き起こされる、さまざまな災い。感染症自体だけでなく、それを抑止するための経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼なども、広く含む

- 児童虐待については、全国的に連日のように事件報道されていますが、島根県においても、虐待認定件数は高止まりしています。
- 様々な理由により家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、里親⁷制度の活用や児童福祉施設の機能の充実を図るとともに、地域社会も連携して社会全体で子どもの自立を支援する仕組みづくりが必要です。

【図3】児童虐待相談対応（認定）件数【件】



島根県「児童相談の状況について」(R3.7)

② 子どもの貧困対策

- 島根県が令和元年度に県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者を対象に実施した「島根県子どもの生活に関する実態調査」においては、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から分類しています。

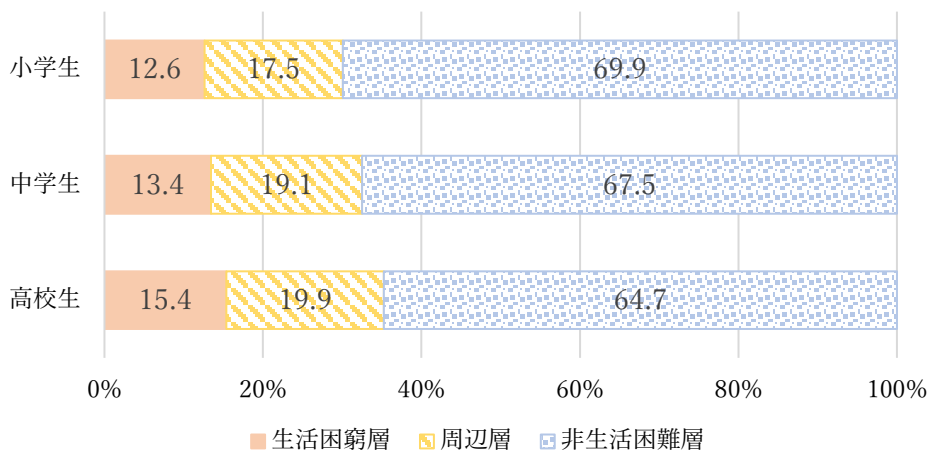
- ①低所得 ②家計の逼迫 ③子どもの体験や所有物の欠如

表1 生活困難層（生活困窮層、周辺層）、非生活困難層の分類

生活困難層	生活困窮層+周辺層
生活困窮層	上記の①～③のうち2つ以上の要素に該当
周辺層	上記の①～③のいずれか1つの要素に該当
非生活困難層	上記の①～③のいずれの要素にも該当しない

島根県「島根県子どもの生活に関する実態調査」(R1)

【図4】学校種別 生活困窮層、周辺層、非生活困難層の割合【%】

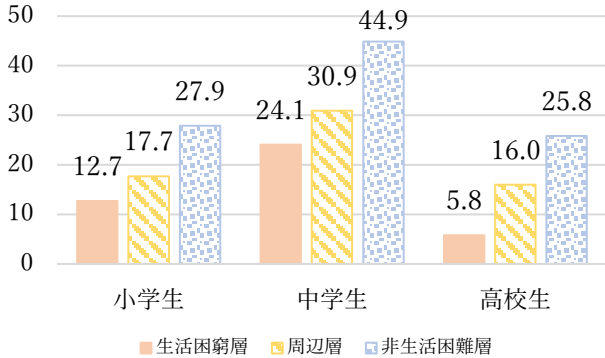


島根県「島根県子どもの生活に関する実態調査」(R1)

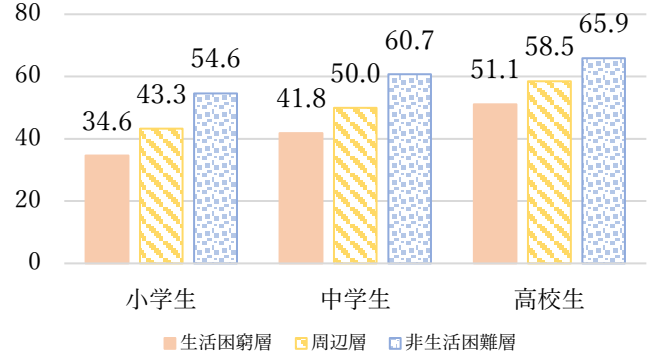
7【里親】保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を実親に代わって家庭に受け入れる者

○ 「学習塾に通ったり家庭教師がいたりするか（通信教育を含む）」「インターネットにつながるパソコンがあるか」などの質問項目に対して、各学校種において、「生活困窮層」「周辺層」「非生活困難層」に有意な差が見られました。

【図5】「学習塾に通ったり家庭教師がいたりするか（通信教育を含む）」という質問に対して「通っている・いる」と答えた児童生徒の割合【%】



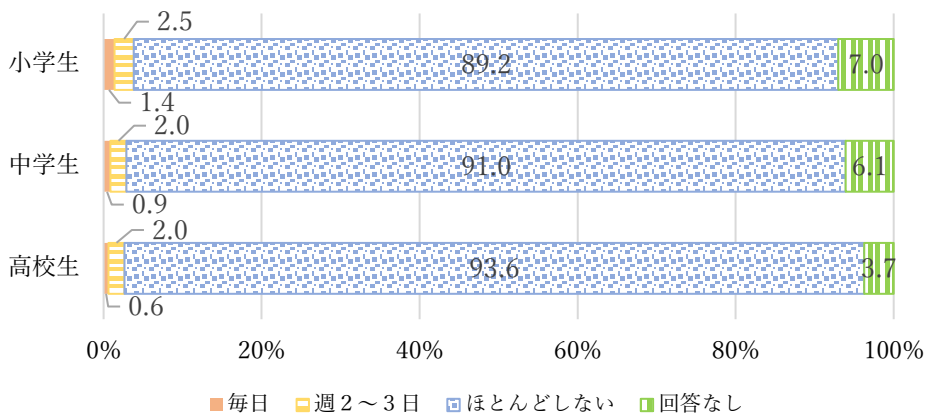
【図6】「インターネットにつながるパソコンがあるか」という質問に対して「ある」と答えた児童生徒の割合【%】



島根県「島根県子どもの生活に関する実態調査」(R1)

○ 学習や部活動などの時間を介護などの家族の世話に費やすヤングケアラーについても支援が必要です。「家族の介護・看護」を毎日行っている子ども及び週2～3日行っている子どもの中には、ヤングケアラーに該当する子どももいると考えられます。家族の世話について本人は当たり前だと思っていることが多いので、周りの人が気づき、支援を行うことが重要です。

【図7】家族の介護・看護（着替えなどの介助、お薬の管理など）【%】



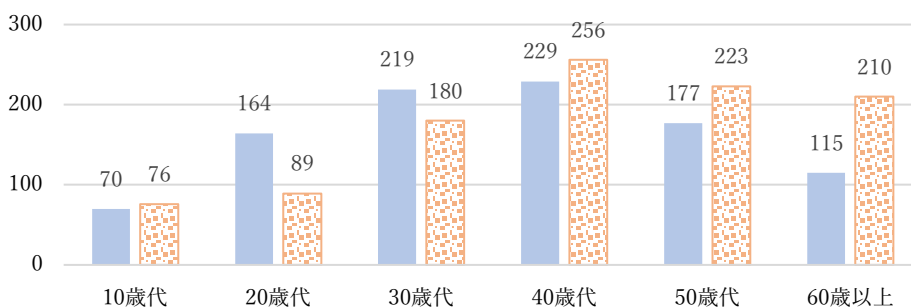
※小 n=4598
中 n=4098
高 n=3976

島根県「島根県子どもの生活に関する実態調査」(R1)

③ ひきこもりについて

○ 青少年のひきこもりについては平成25年と令和元年を比較すると減少傾向にありますが、40歳代以上については増加しています。青少年に限らず、継続した支援体制が必要です。

【図8】ひきこもりの推移【人】



島根県「ひきこもり等に関する実態調査」(R1)

(2) 学校

発達障がい⁸のある者を含め特別支援教育を受ける者や外国にルーツを持ち日本語指導が必要な者が増加するなど児童生徒も多様化しています。また、生徒指導上の課題の背景が複雑なものも見受けられます。

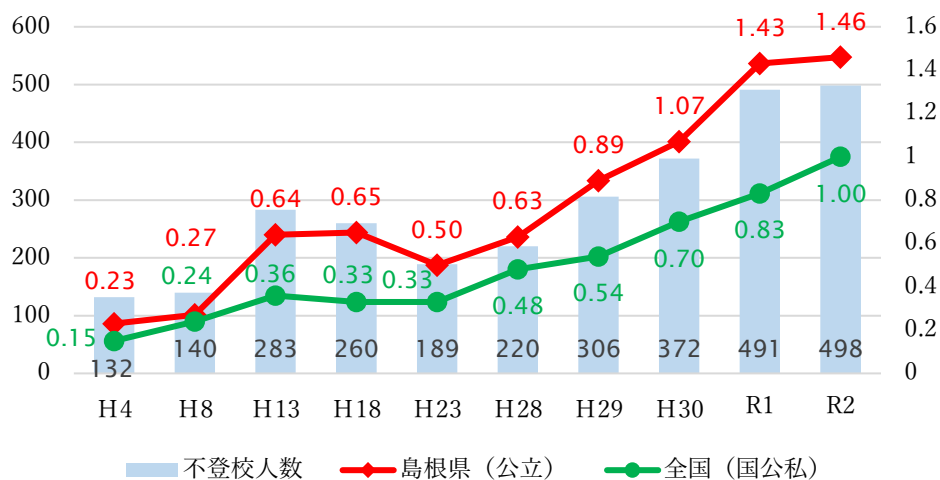
このような中、学校現場の負担は年々増大しています。

① 不登校について

○ 島根県の公立小中学校における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比較して高い状況が続いています。

○ 子どもたち一人一人やその保護者への適切な対応や支援が必要です。また、学校だけでなく関係諸機関などが連携をとり、本人や家庭に対して切れ目のない対応や支援をしていく必要があります。

【図9】 不登校児童の推移（公立小学校）【人・％】



【図10】 不登校生徒の推移（公立中学校）【人・％】



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（経年）

② いじめについて

○ 平成25年に「いじめ防止対策推進法」⁹が公布されました。学校だけでなく、家庭や地域などあらゆる場において、いじめの定義等、法律を理解した上で対応していくことが重要です。

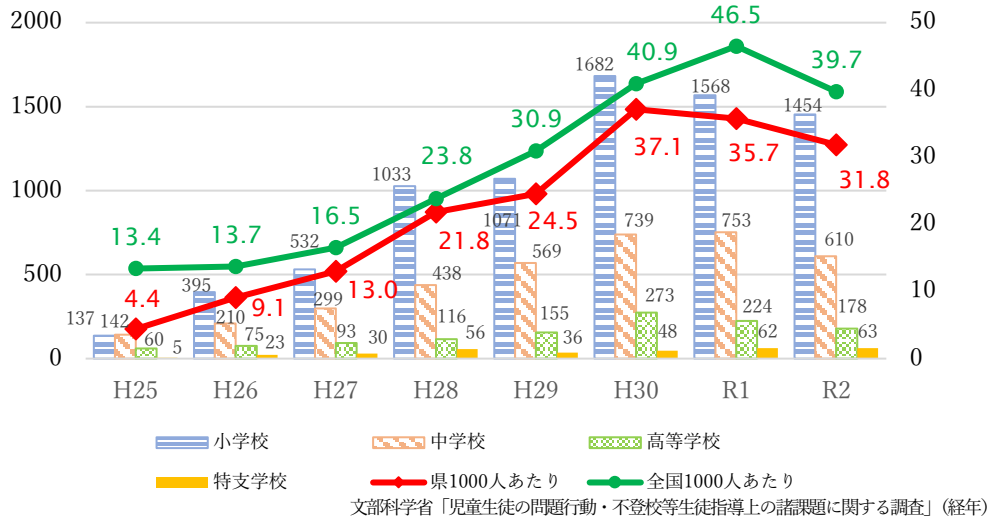
○ 島根県では、各学校において未然防止の取組を行うとともに、早期発見・早期対応をめざし、特に「いじめの積極的な認知」について意識して取り組んでいます。

8 【発達障がい】 閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥如多動性障がいなどの脳機能の障がい、通常低年齢で発現するもの

9 【いじめ防止対策推進法】 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年9月に施行された法律

- SNS やネットゲームなどの情報通信環境でのいじめもあり、家庭、学校、関係諸機関が連携して対応する必要があります。

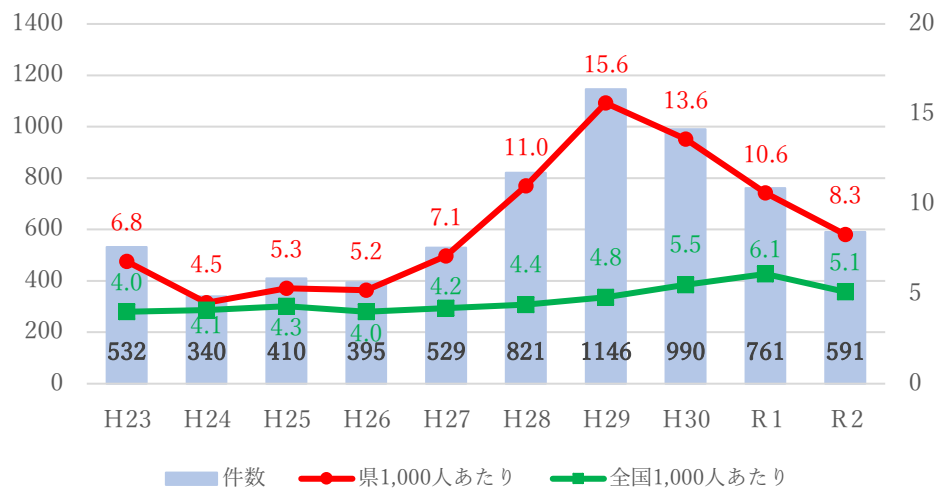
【図11】いじめの認知件数の推移（国公立）【人】



③ 暴力行為について

- 暴力行為の発生件数は平成 29 年度をピークに減少傾向にあります。しかし、全国と比べて 1000 人あたりの発生件数は高い状況にあります。

【図12】暴力行為の発生件数【件】

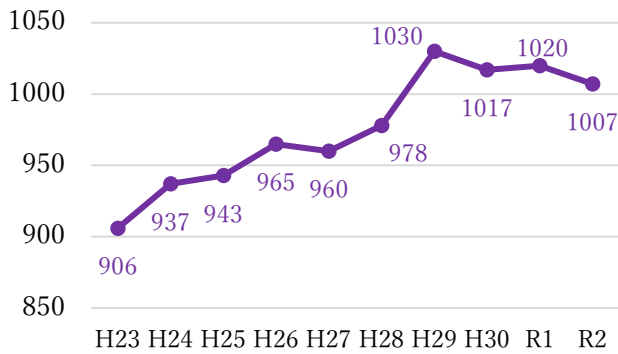


④ 特別な支援を要する青少年

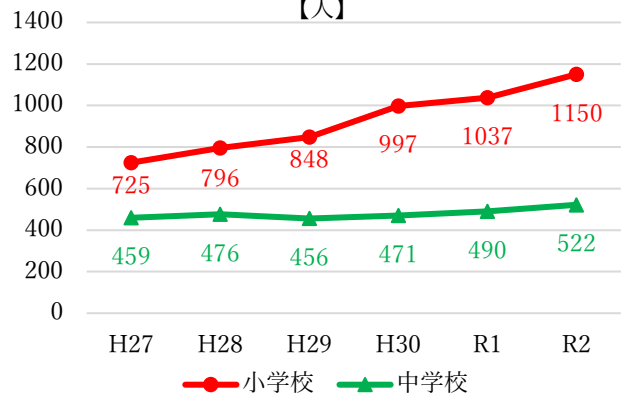
- 青少年の障がいは重度・重複化、多様化しています。障がい者及びその家族に対して、乳幼児期から就労まで一貫した効果的な支援を地域で提供する体制を構築していく必要があります。
- 特別支援学校の在籍者数は平成 29 年度をピークとして横ばい傾向となっています。
- 小・中学校等で発達障がいの可能性のある児童生徒が増加しており、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数が大幅に増加しています。また、通常の学級においても特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、実態や支援の多様化が進んでいます。その中で、教室に入りにくい児童生徒の対応も課題となっています。

- 高等学校においても特別な支援の必要な生徒が増加しています。各校の特別支援教育の校内体制の整備は進んできていますが、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能を更に強化する必要があります。
- 各市町村又は障がい保健福祉圏域において、早期発見から保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供まで、ライフステージを通じた支援が行えるよう、関係機関が連携したシステムを構築する必要があります。

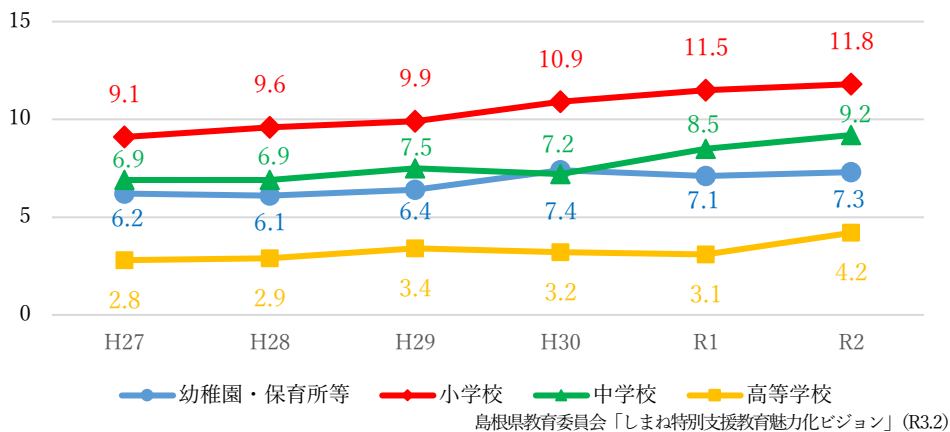
【図13】 特別支援学校の在籍者数の推移【人】



【図14】 特別支援学級在籍児童生徒数の推移【人】



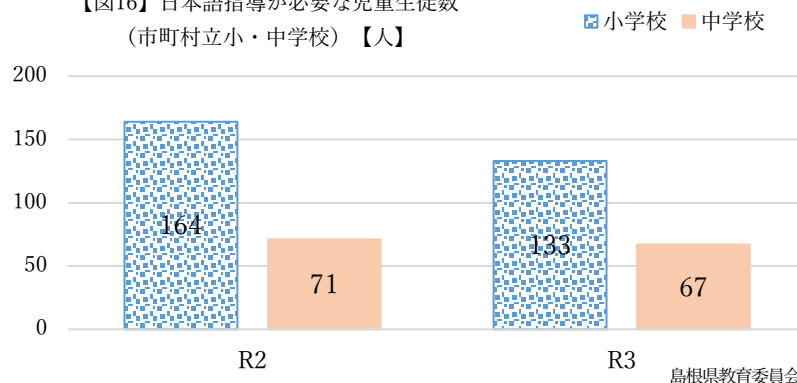
【図15】 通常の学級における特別な支援の必要な幼児・児童生徒の割合【%】10



⑤ 日本語指導が必要な青少年

- 国際化に伴い、県内でも日本語指導が必要な子どもがいます。このような子どもたちに対しても適切な支援が必要です。

【図16】 日本語指導が必要な児童生徒数 (市町村立小・中学校)【人】



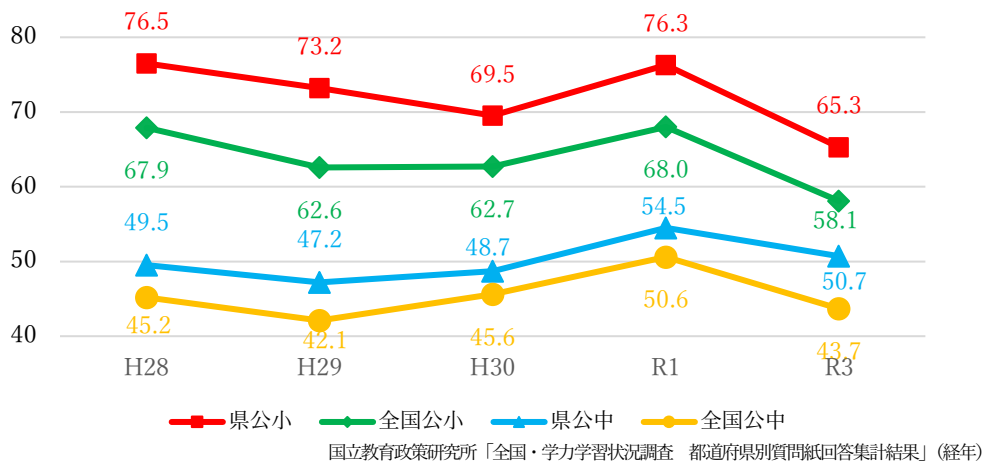
10 国公立幼稚園、公立認定こども園、公立保育所の3～5歳児、国公立小中学校（H30以降は義務教育学校含む）、公立高等学校の幼児児童生徒を対象に調査した、全在籍数に占める「特別な支援の必要な幼児児童生徒数」の割合（教員等の主観による）。

(3) 地域

近所付き合いをする人が減少傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されるとともに、地域活動の担い手の高齢化・固定化等も指摘されています。

島根県では、小中学生が地域の行事に参加する割合が全国に比べて高い傾向にあります。令和3年度は新型コロナウイルスの影響で減少していると考えられます。

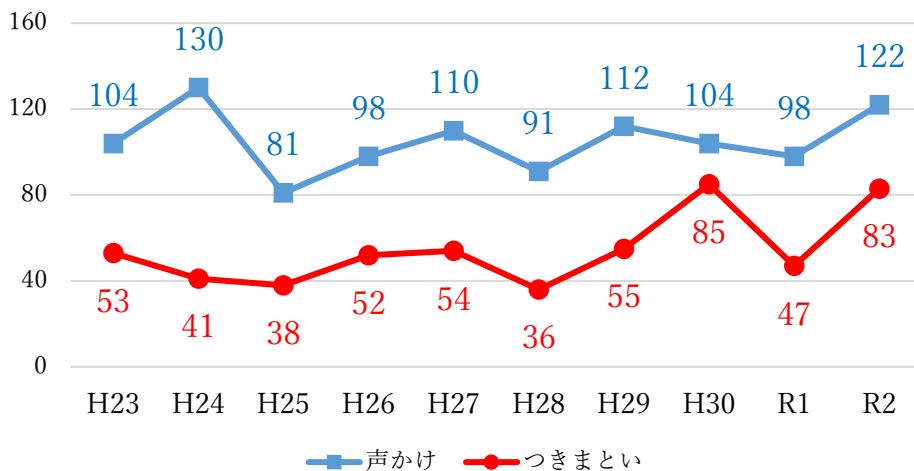
【図17】「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して肯定的回答（当てはまる、どちらかといえば当てはまる）を選んだ割合の合計【%】



① 犯罪被害について

- 声かけ事案については、毎年100件前後で増減を繰り返しています。
- つきまとい事案については、緩やかな増加傾向にあります。
- 家庭・学校・地域が連携して見守る必要があります。また、SNSなどの情報通信環境内での犯罪も増加傾向にあります。重大な被害になる前にどのように行動すべきかなど子ども自身の学習や家庭への啓発を継続して行うことが大切です。

【図18】島根県内の声かけ・つきまとい事案発生件数【件】



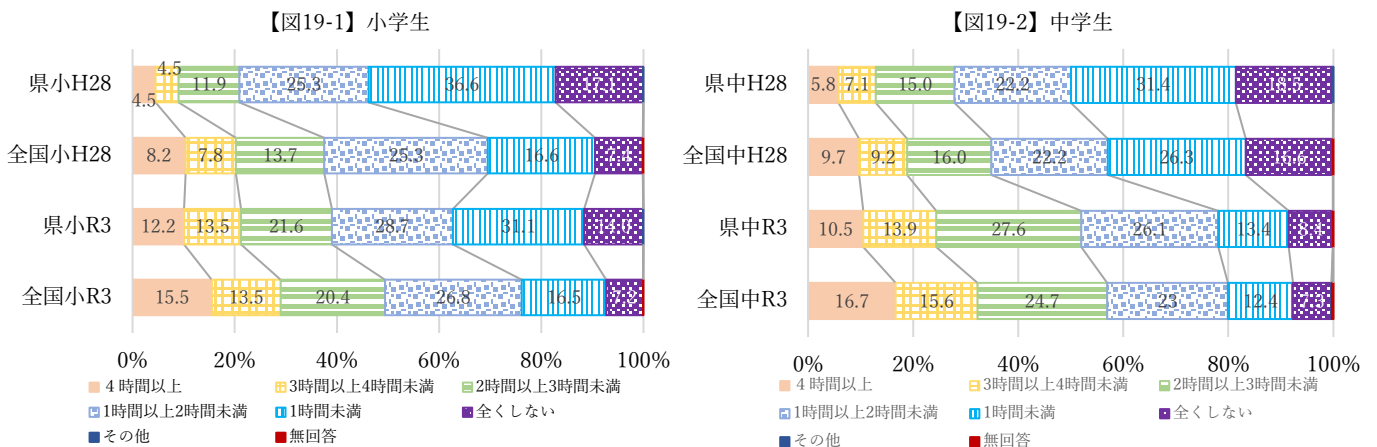
島根県警察「声かけ・つきまとい事案発生状況」(R3)

(4) 情報通信環境（インターネット空間）

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、インターネットの利活用が進んでいます。外出自粛を余儀なくされたコロナ禍は、インターネットの重要性を更に強く認識させました。一方、インターネット利用の低年齢化や違法・有害情報の拡散、SNS に起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化しています。

H28 年度に比べ、R3 年度は小中学校ともテレビゲームの使用時間が増加しています。R3年度の中学校は全国と比べて1時間以上使用している人の累積は同程度です。

【図19】 普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含みます。）をしますか。



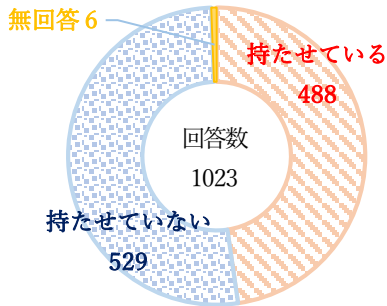
国立教育政策研究所「全国・学力学習状況調査 都道府県別質問紙回答集計結果」(H28、R3)

- 情報通信技術の急速な進展は、時間や距離の制約をなくし、音声や映像などによる情報をいつでもどこでも入手可能にするとともに、私たちの生活の利便性を向上させ、経済の効率化と世界的規模の情報伝達等をもたらしました。
- 今日の青少年は、インターネット等を活用し、有益な情報に触れることや幅広い交流の中から、新しい価値や文化等を創造していくことが期待されます。
- 一方で、情報機器等（パソコン、テレビ、ゲーム機、スマートフォン等）の利用時間の増加により、心身への影響が懸念されます。
- 情報のやり取りの増加は、プライバシーに関する情報の漏えいの危険性をはらみ、性的な情報や残虐な情報も数多くあふれているために、情操教育上の問題や様々な犯罪に巻き込まれやすい状況も生み出しています。
- スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、ゲーム機などインターネットを利用できる機器の児童生徒の保有率が年々増加している中、ネット依存やネット上における誹謗中傷等への対応が増加しています。
- 家庭や学校において、メディア・リテラシー¹¹の育成が望まれます。また、インターネット等を利用した情報の送り手として、ルールやマナーを守り、責任をもって情報発信ができる力を育てる必要があります。

11 【メディア・リテラシー】 青少年が情報を適切に読み取って評価し、有益な情報を選別できる能力

○ 青少年を有害情報や犯罪被害から守る対策を講じるために、保護者に対しては、ペアレンタル・コントロール¹²などの啓発も必要です。

【図20】 お子さんにスマートフォンや携帯電話を持たせておられますか【人】



【図21】 お子さんのスマートフォンに『フィルタリング』を設定していますか【人】

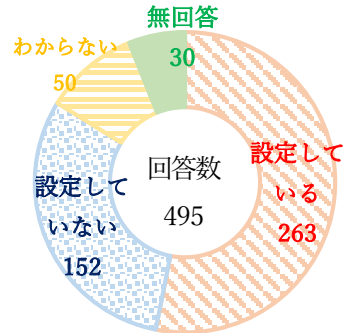


表2 フィルタリングを設定していない理由（複数回答可、抜粋）【%】

子どもへの指導・管理が可能	47.6
子どもに頼まれて解除	7.3
使わせたいサービス・アプリがある	13.4
設定・カスタマイズが困難	14.0
販売店で説明を受けなかった	5.5

島根県警察本部生活安全部少年女性対策課
「中学生のスマートフォン等の利用に関する保護者の意識調査」(R1)

(5) 就業

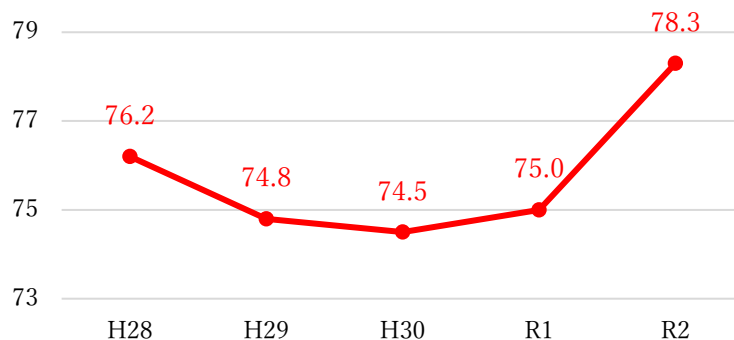
少子化に加え、進学や就職を機に15～24歳の若者が県外へ転出する「社会減」により、島根県の生産年齢人口の割合は全国最低の水準で、構造的な人手不足の状況が続いています。

反面、女性や高齢者の就業率は全国に比べかなり高い状況にあり、働き方改革とともに、多様な人材がいきいきと働き続けられる職場づくりに向け、企業では様々な取組が進められています。

コロナ禍で、オンライン会議やテレワークなど新しい働き方も始まっています。

また、島根県の高校卒業時の県内就職率は75%前後を推移しています。令和2年度は、78%を超えました。

【図22】 高校卒業時の県内就職率（当該年度3月時点）【%】



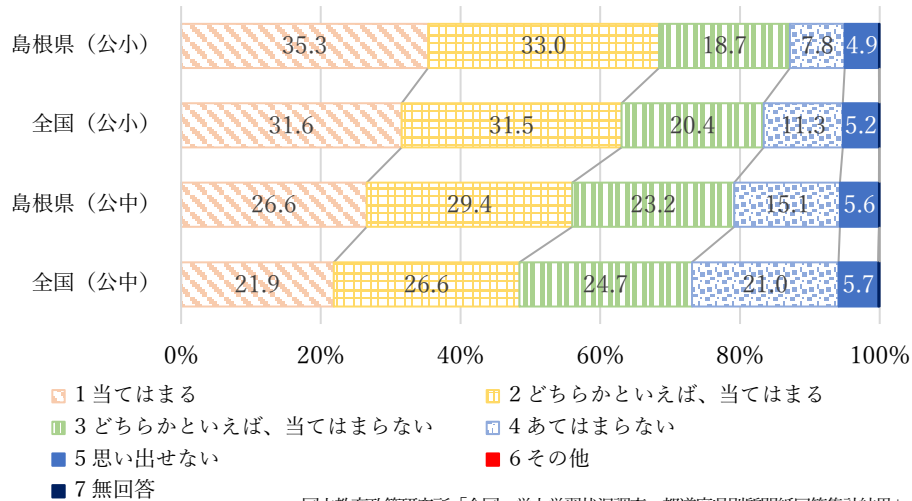
島根県教育委員会「令和2年3月卒業・修了者の進路・就職状況」(R2)

12 【ペアレンタル・コントロール】 フィルタリング機能の活用や家庭でのルールづくりなど保護者による利用制限。また、フィルタリングとは、インターネットから得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択できる機能

3 新型コロナウイルス感染症の影響

○ 島根県の小中学生がコロナ禍で休校中に、「規則正しい生活を送っていた」と回答した割合（当てはまる、どちらかといえば、当てはまると回答した人の割合の合計）は、全国の小中学生と比べて高く、コロナ禍においても規則正しい生活を送ろうとしていたことがうかがえます。

【図23】新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、規則正しい生活を送っていましたか。【%】



国立教育政策研究所「全国・学力学習状況調査 都道府県別質問紙回答集計結果」(R3)

第3章 青少年育成の基本的な考え方

1 めざす青少年の像

— 健やかに —

島根県は、変化に富んだ豊かで美しい自然に囲まれており、また、全国に誇るべき文化財等が数多くあります。「出雲国風土記」や「古事記」等に見られる出雲を舞台とした神話もその一つと言えます。

神話の中のスサノオ（素戔鳴尊・須佐之男命）は、短所もあり失敗も重ねていますが、一方で、「ヤマタノオロチ退治」などに見られるように勇気や知恵、負の要素を生きるエネルギーに変えるような力強さを備えています。このようなスサノオが、悩み、考え、そして行動する姿は、一生懸命に生きていこうとする現代の青少年にも重なって見えます。

本県の青少年には、豊かな歴史文化と美しい自然環境に満ちた郷土に誇りをもち、将来の島根を担う主役として、自分の夢や目標を描きながら健やかにたくましく育てほしいと願っています。

こうした願いを込めて、本プランの通称を「スサノオプラン」としています。

次代を担う青少年が心豊かにたくましく成長することは、すべての親の願いであるとともに、私たち大人に課せられた重要な使命です。青少年をめぐる現状と課題を踏まえ、このプランでは、県民の皆さんや関係機関・団体等との連携、協力のもとに次に掲げる青少年を育てることをめざしています。

- 1 自分の人生に夢や希望、目的意識をもち、自分で考え責任をもって発言や行動ができる

主体性・自律性 のある青少年

- 2 自分を大切にすると共に他者を尊重し助け合う心、自然環境等を守る心、何事にも感謝する心をもつ

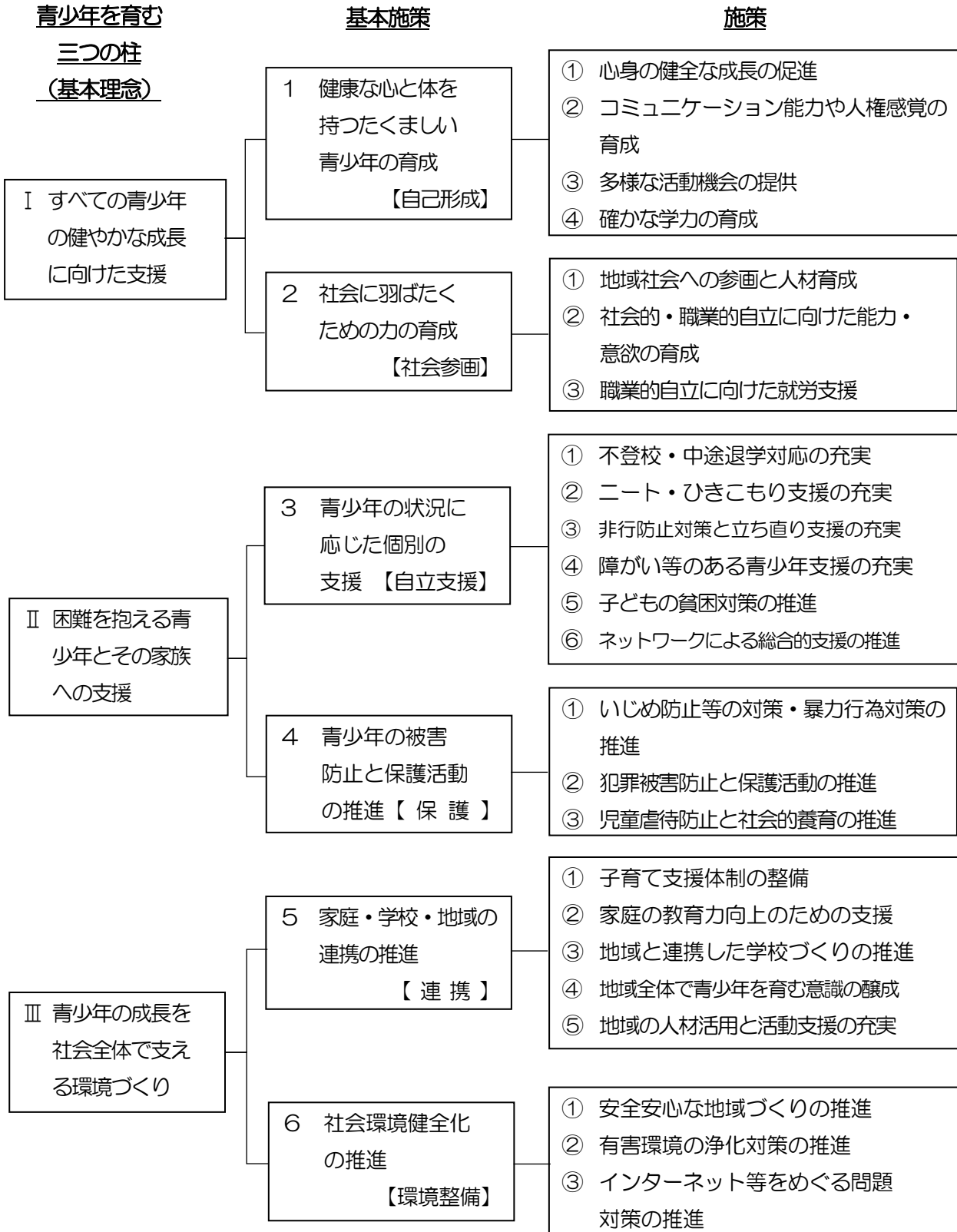
人間性・協調性 のある青少年

- 3 ふるさと島根を愛し、地域社会に貢献できる能力、態度をもった、

社会性・創造性 のある青少年

第4章 青少年育成の施策展開

1 施策体系図



2 青少年のライフステージに応じた特性と課題と施策展開

(1) 乳幼児期（就学前）

- 乳幼児期は、親など特定の人との関わりを中心に、人間への基本的信頼と愛情を育てながら、物事への認知や情緒を発達させ人格を形成していく礎となる時期であり、また、基本的生活習慣の基礎を築く時期でもあります。
- 子ども自身が、「安心できる・安全である・愛されている」と感じる事が何よりも重要であり、睡眠や食事が保障されるとともに、発達段階に応じた豊かな遊びができる環境づくりが必要です。
- この時期の子育ては、親の負担が大きく、ストレスを感じやすいことから、子育て家庭に対して、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな支援が望まれます。

(2) 学童期（小学生）

- 学童期は、後々の成長の基礎となる体力や運動能力を身に付け、基礎的な学力を養い、多様な知識・経験を蓄積する時期です。家族中心の生活から集団中心の生活へと進み、仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会的意識を獲得する時期でもあります。
- 学校教育はもちろんのこと、家庭と地域社会が連携して、あいさつの励行や居場所づくりなどに取り組み、地域の中で子どもたちを健やかに育むことが必要です。

(3) 思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）

- 思春期は、子どもから大人へと成長していく過程の中で、自己を確立するために模索する時期であり、心身の成熟とともに精神的に揺れ動く、不安定で様々な悩みを抱える時期でもあります。
- 思春期保健の取組や相談体制の充実により子どもたちの成長を支えるとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用等の防止対策などを通じ、心身の健康な発達を促す必要があります。
- 社会的自立に向けて、確かな学力の育成を図り、社会生活全般に関する知識・技能を身に付けるとともに、職業意識を高める必要があります。
- 大人たちは、子どもたちの成長・発達する力を信じ、子どもたちの試行錯誤や問題行動もこのような視点から受け止めることが必要です。

(4) 青年期（18歳頃から30歳頃まで）

- 青年期は、親の保護から独立して、自立した生活を営む「大人」へと移行していく時期です。社会の現実につづかり、時には、展望をなくしたりあきらめたりすることもあります。
- こうした青年期には、就職情報の提供や職業適応能力等の育成を通じ、経済的・精神的・社会的な自立を応援する必要があります。
- 生涯を通して、自らの向上のために学ぶ心や社会に貢献する意識を育成することも必要です。

(5) ポスト青年期（30歳頃から40歳未満まで）

- ポスト青年期とは、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者を言います。
- こうしたポスト青年期には、幅広い学習者の要請に対応し、生涯学習機会を充実させるなど、専門的知識・技術の習得を応援する必要があります。
- 円滑な社会生活を営む上で困難を有する若者に対しては、教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした発達段階に応じた支援を行うことが必要です。

3 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念 I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

基本施策 1 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】

青少年が心身ともに健全に成長するためには、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」等、望ましい生活習慣の確立と他者を尊重する心や感謝する気持ち、倫理観を育成すること等が大切です。

また、子どもの生活の基盤は家庭にあります。家庭が心安らく居場所となるよう、親子での活動やスキンシップ、会話などを通じてコミュニケーションをとるよう心がけ、子どもが自立できるように必要な力の素地を培うことが大切です。子どもを信頼するとともに、青少年の行動や考え方に関心を持ち、理解しようと努めることが、非行などの問題行動の防止にもつながります。

〈施策〉

- ① 心身の健やかな成長の促進
- ② コミュニケーション能力や人権感覚の育成
- ③ 多様な活動機会の提供
- ④ 確かな学力の育成

基本施策 2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】

高度情報化社会の中、人間関係の希薄化が指摘されています。家庭や学校、地域が連携して多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年のコミュニケーション能力や社会性を高めることが重要です。加えて、多くの情報を的確に取舍選択し、自分で判断できる能力の育成が重要です。

また、国際社会の一員として、幅広い視野を持ち、国際理解を進めることが必要です。相互理解に立った差別のない公平な社会をめざし、生涯を通じて人権感覚の育成を図ることが必要です。

〈施策〉

- ① 地域社会への参画と人材育成
- ② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成
- ③ 職業的自立に向けた就労支援

基本理念 II 困難を抱える青少年とその家族への支援

基本施策 3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】

近年、青少年をめぐる環境が複雑化し、ニート¹³やひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の問題が深刻な状況にあります。

また、特別な支援を要する青少年や外国人住民の増加にともない、外国にルーツを持つ青少年及び保護者への対応も重要になっています。

こうした個々の困難な状況に幅広く対応するためには、様々な視点から多様な支援をしていくためのしくみを構築し、多くの人たちが協力することによって、それぞれの専門性を活かした支援を連携して行うことが求められます。

〈施策〉

- ① 不登校・中途退学対応の充実
- ② ニート・ひきこもり支援の充実
- ③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実
- ④ 障がい等のある青少年支援の充実
- ⑤ 子どもの貧困対策の推進
- ⑥ ネットワークによる総合的支援の推進

基本施策 4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】

子どもは、突然、理不尽な犯罪の被害者となったり、あるいは、子ども自身の考えの未熟さから、被害者となりかねない危険な行為を自らが行ったりして被害を招く場合、また、犯罪の被害者となったことを子ども自身が気づかない場合などがあり、その精神的な影響の軽重も様々です。中には、心に深い傷を負ったまま立ち直りに困難を極める子どもも少なくありません。

犯罪の被害に遭っている子どもをできる限り被害が軽いうちに発見し、適切な保護を行い、立ち直ることができるよう支援を行うことが必要です。また、子どもが犯罪の被害者とならないように、自主防犯能力を身に付けられるようにすることが必要です。

〈施策〉

- ① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進
- ② 犯罪被害防止と保護活動の推進
- ③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

13 【ニート】 「Not in Employment, Education or Training」の頭文字をとって「NEET」。職に就かず、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す言葉。

基本理念 Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

基本施策 5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】

青少年が次代の社会を担う者として自立した社会人へと成長することは、すべての県民の願いであり、青少年の育成支援は、家庭・学校・職場だけでなく、地域社会で取り組むべき問題です。また、青少年と大人がともによりよい地域づくりをめざすパートナーとして、今まで以上に強いつながりを持って行くことが大切です。このため、青少年育成機関・団体、ボランティア等、地域の様々な主体が連携し、青少年育成を進める必要があります。

〈施策〉

- ① 子育て支援体制の整備
- ② 家庭の教育力向上のための支援
- ③ 地域と連携した学校づくりの推進
- ④ 地域全体で青少年を育む意識の向上
- ⑤ 地域の人材活用と担い手養成及び支援の充実

基本施策 6 社会環境健全化の推進【環境整備】

登下校中の子どもが、連れ去りや誘拐等の犯罪被害に遭う事案が全国的に発生しています。通学路や子どもたちが利用する道路等の安全点検等を通じて、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進める必要があります。さらに、犯罪が発生した際には、早期に行為者に指導を行い、更なる犯罪の未然防止を図ることが大切です。

地域住民が、地域の環境に関心を持ち、子どもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力することが重要です。また、企業や事業者に対しても地域社会の一員として、青少年の健全育成に貢献するための取組が進められるように啓発することが必要です。

高度情報化社会の中では、子どもが多くの情報を選択し、適切に取り扱うことのできる能力を育成することが必要です。加えて、違法有害な情報から子どもを守る為の取組を地域が連携して行う必要があります。

〈施策〉

- ① 安全安心な地域づくりの推進
- ② 有害環境の浄化対策の推進
- ③ インターネット等をめぐる問題対策の推進

4 施策の具体的な内容

基本理念 I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

基本施策 1 健やかな心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】

施策 ① 心身の健全な成長の促進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 生活習慣の確立
- 学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- 未就学児への運動遊びの推進
- 子どもたちの体力づくりの推進
- 妊娠・出産・育児や性に関する教育の推進
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 健康教育の推進
- 自死対策の充実

◇施策の目的

- 子どもが心身ともに健全に成長するために必要な、「適度な運動」「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」等、望ましい生活習慣の確立と食育、子どもたちの体力づくりの推進を図ります。
- 子どもの生活の基盤は家庭にあります。家庭が心安らく居場所となるよう、親子での活動やスキンシップ、会話などを通じてコミュニケーションをとるよう心がけ、子どもが自立できるように必要な力の素地を培います。
- 子どもを信頼するとともに、子どもの行動や考え方に関心を持ち、理解しようと努め、非行などの問題行動の防止をめざします。

◇現状と課題

- ・現代社会における情報化の進行や価値観の多様化は、社会生活や家庭の生活様式にも影響を与え、子どもの生活習慣に対する価値観や考え方も多様化しつつあります。子どもたちの生活リズムの向上を図る必要があります。
- ・栄養バランスのよい、地場産物を活用した学校給食の充実や食育の推進等を通して、食に関する知識、食を選択する力、食べ物のお大切さやマナー、地域の人など食物の生産に関わる人々への感謝の心など、たくさん学ぶことができます。栄養教諭を中核として学校、家庭、地域が連携して、食育の充実を図る必要があります。
- ・小学校入学時点で、姿勢保持ができない、重心が移動するとバランスが保てない等の子どもの様子が見られます。幼児が運動の楽しさを体験し、運動が大好きになるようにする必要があります。
- ・社会環境・生活環境の変化が影響のため、体力数値のピークであった S61 年の記録に及ばない状況が続いており、運動が得意な子どもでも、様々な遊びの経験不足から特定の動作や運動が身に付いていない状況があります。体育の授業力向上や運動遊びを学ぶための教員の研修機会が必要です。
- ・子どもや若者に対して、家庭を含めた将来のライフプラン設計や、性、結婚・妊娠・出産、さらには家庭をはじめとする社会全体で産まれた子どもを見守り、育てることの理解を深め、自ら考える機会を設ける必要があります。

- 喫煙や飲酒経験のある中高生で薬物乱用経験のある生徒の割合は、喫煙や飲酒経験のない生徒で薬物乱用経験のある生徒の割合よりも高くなっています。
- 子どもたちへの効果的な教育や、子どもたちを取り巻く周囲への啓発等により、20歳未満の者の飲酒や喫煙、大麻等の薬物乱用を防ぐ取組を、関係機関と連携し進めていくことが必要です。
- 学校保健を推進していく上で組織の中で中心的役割を果たす保健主事や養護教諭の役割が不十分のため組織としての学校保健推進体制が確立されていない学校もあります。学校における健康教育やがん教育を推進するため養護教諭、保健主事の資質向上が必要です。
- 県民誰もが当事者となり得る重大な問題である自死について、関係機関と連携しながら対策を推進していく必要があります。

◇施策の方向性

- 健康の三原則である「適度な運動」、「バランスの取れた食事」、「十分な休養と睡眠」を生活習慣として確立していく必要性を啓発し、望ましい生活習慣の定着を図ります。また、生活リズムの向上を図るため、長時間の電子メディア接触に対するルールづくりの必要性の啓発を行います
- 研修や学校訪問を通して、食育の重要性や学校全体で取り組む食育推進の必要性を啓発します。また、学校給食を「生きた教材」として、朝食の喫食の重要性や栄養バランスのよい食事などについての理解を深め、実践できるように栄養教諭等に働きかけます。給食運営や衛生管理についての組織的に運営を行い安全で安心な学校給食を提供できるよう取組を行います。
- 幼児期から、多様な運動経験を重ねていくことの重要性を研修会等で継続して伝えます。また、保育所、幼稚園及び小学校が連携して取り組める運動好きな子どもを育てるためのプログラムや、県レクリエーション協会と連携して子どもに親しみやすい運動プログラムを提供します。
- 体育の授業について、教員の指導力を向上させるための研修の内容充実を図ります。また、PDCA サイクルに基づいた体力向上の取組の工夫改善が進むよう学校全体で共通理解を図るよう働きかけます。そのために、小・中学生の体力づくりに係る大学教授等専門家の団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上をめざした授業の充実のための学校訪問や運動プログラムの実践等の取組を推進します。
- 子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義、妊娠や出産に関する医学的知識、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供します。
- 20歳未満の者の飲酒や喫煙は法律により禁じられており、これに加えて大麻等の薬物乱用は成長段階にある青少年の身体と心に悪影響を及ぼすことの周知啓発を強化します。引き続き、啓発媒体の作成や配布、効果的な教育の実施、販売時の年齢確認の徹底等を図ります。
- 児童生徒が心の健康に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識等を身に付けられるよう、養護教諭の参画や学校保健計画策定の手引に基づき、保健主事の役割を明確化するとともに、それを活用した学校保健計画の策定を進めるよう研修等を通して周知・啓発を図ります。また、新学習指導要領に対応する学校におけるがん教育の実施について周知・啓発を行います。
- 継続して総合的な自死対策に取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
54	○子どもの健康づくり事業	54	○若年層への結婚・妊娠・出産等に関する啓発
	○食育推進事業		○たばこ対策
	○食育推進基盤整備事業		○薬物乱用防止啓発事業
	○子どもの体力向上支援事業	55	○自死総合対策事業
	○地域のエイズ対策に係る普及啓発活動事業		

施 策 ② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 「しまねのふるまい」の推進
- 地域全体での人権教育の推進
- 情報活用能力の育成
- 男女共同参画社会に向けた取組
- 情報モラル¹⁴の育成と保護者への啓発の推進
- グローバル化に対応するための言語能力の育成及び多文化共生意識の醸成

◇施策の目的

高度情報化社会の中、人間関係の希薄化が指摘されています。

- 社会の中で生きていくために必要な基本的な「ふるまい」の定着を図ります。
- 多くの情報を的確に取舍選択し、自分で判断できる能力の育成をします。
- 国際社会の一員として、幅広い視野を持ち、国際理解を進めます。
- 相互理解に立った差別のない公平な社会をめざし、生涯を通じて人権感覚の育成を図ります。

◇現状と課題

- ・子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を図るため、学校・家庭・地域と連携した、県全体での定着に向けた取組を行ってきました。その取組の中から、幼児期から小学校低学年での確実な「ふるまい」の定着の必要性が浮き彫りになりました。
- ・GIGAスクール構想¹⁵により1人1台端末が整備されICT¹⁶を活用した学習活動が実施される中、ICTを効果的に活用した授業づくりの充実を図る必要があります。
- ・子どもや若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻になっています。
- ・グローバル化に対応した若者のリーダーシップ能力の育成、異文化理解の意識醸成が課題です。
- ・各学校においては、授業の中でALT¹⁷や地域に住む外国人、CIR¹⁸等を活用し、児童生徒が様々な人と交流する場を設け、国際理解の推進を図っています。

14【情報モラル】 情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度のこと。他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること

15【GIGAスクール構想】 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するための施策

16【ICT】 Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと

17【ALT】 Assistant Language Teacher の略。日本人の教員と協力して、外国語科の授業でチーム・ティーチング（共同授業）等を行う外国人指導助手のこと

18【CIR】 Coordinator for International Relations の略。県や市町村役場において地域の国際交流事業等を進める外国人職員のこと

- ・外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得た上で、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなどし、多文化共生の学校・学級経営を推進していく必要があります。
- ・人権啓発イベントの実施は、人権課題への関心や人権意識の高まりに寄与していますが、県民がより参加しやすいものとなるよう啓発活動や人権研修の実施方法に工夫が必要です。
- ・人権啓発や人権教育は、市町村及び市町村教育委員会と連携して進めていますが、地域によって実態や課題は多様であり、地域のニーズに合った取組を進めることが課題となっています。
- ・地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け啓発事業に取り組んできましたが、男女の地位が平等だと思ふ人の割合や固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は、目標に達しておらず、まだ十分とは言えない状況にあります。
- ・配偶者等からの暴力（DV₁₉）を生まない社会づくりに向け、中学生以上の生徒に対し学校でのデートDV予防教育の推進に取り組んでいますが、未実施の学校も多いことから、学校での予防教育の更なる推進を図るとともに、指導者の育成に努める必要があります。

◇施策の方向性

- ・幼児期から小学校低学年時を重点的に、幼児教育施設・小学校、保護者が連携を図り、子どもの発達の連続性を踏まえたふるまい定着のために、島根県幼児教育センターでは、保育者等の子育て支援に関する指導・助言、幼児・児童への指導を行う「ふるまい推進員」の派遣等の支援体制を整備します。
- ・1人1台端末等を有効に活用した授業づくりが展開されるよう、研修の実施、校内研修の支援、好事例の発信等を行っていきます。
- ・学校、家庭や警察などの関係機関が連携し、インターネット利用の弊害について小学校の早い段階から子どもたちに対して周知し、情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への啓発等を行います。
- ・CIRによる学校訪問や地域での国際交流活動や本県と友好提携している北東アジア地域の自治体等と共同で実施する交流事業を通じて、北東アジア地域の将来を担う人材を育成するとともに異文化理解の促進や国籍等による文化や価値観の違いへの理解を進めます。
- ・小学校、中学校、高等学校での公開授業を実施し、英語を使って互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通してコミュニケーション能力を育成する授業づくりを推進していきます。
- ・言語能力の育成については、小学校中学年の外国語活動において、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通して外国語に慣れ親しみ、高学年から段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行い、中学校、高等学校での学びにつなげていく系統的な学習指導を推進していきます。
- ・人権啓発イベントにおいて、その内容が県民に関心のもてるものとし、参加しやすい日程や会場の設定に努めます。
- ・市町村及び市町村教育委員会を通じて地域の実態や課題の的確な把握に努め、人権教育等の内容や手法について共通認識のもと、連携して取り組んでいきます。
- ・男女の人権が平等に尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の取組を、行政と県民・事業者が共通理解のもとに、相互に連携協力し、総合的・効果的に進めます。

19 **【DV】** domestic violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

- ・教育機関等を対象にデートDV 予防教育実践者研修を開催し、教育現場における予防教育の実践者の育成を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
55	○幼児教育総合推進事業	55	○人権教育推進事業
	○学校安全確保推進事業		○人権啓発事業
	○子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育	56	○人権研修事業
	○家庭におけるインターネットリテラシー教育、ペアレンタルコントロールの促進		○人権啓発指導者養成事業
	○外国青年招致事業		○地域における男女共同参画推進啓発事業
	○次世代人材育成のための青年派遣・交流事業		○女性相談事業

施 策 ③ 多様な活動機会の提供

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 学校教育における次世代育成意識の育成
- 体験活動を通じた社会と関わる力の育成
- 体験活動を通じた豊かな心の育成
- 県立施設における体験活動の充実と情報提供
- 読書習慣の確立に向けた取組の推進

◇施策の目的

- 学校・家庭・地域との連携・協働により、多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年の社会と関わる力や豊かな心を育むなど、「生きる力」²⁰を高めます。
- 子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実し、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

◇現状と課題

- ・家庭の大切さや社会参画への意識醸成を社会科や家庭科などの教科・領域の学習で行ってきましたが、系統的・組織的ではなく、単発的な傾向がありました。加えて、それらの意識醸成の基盤となる基本的な生活習慣やルール等の確立が幼児期、小学校低学年時にできていない傾向がより多く見られるようになってきました。
- ・基準・規範が曖昧化し、渾然とした価値観が整理されないまま交錯・混在する現代社会においては、多様な価値観をもつ他者や社会と関わる力がますます重要になっています。
- ・人と人との関係の希薄化が大きな問題として指摘される現代社会においては、子どもたちの自分を大切にし他者を思いやる心や、多様性を認め合う感覚を育む必要があります。
- ・体験を通じた学びの重要性がますます高まっています。引き続き、様々な体験活動プログラムを提供する社会教育施設の利用促進を図る必要があります。
- ・読書時間等の読書習慣を表す指標は改善されていない状況であり、また年齢が進むにつれて読書離れの傾向がみられます。学校における読書活動の更なる充実にあわせ、就学前に読書習慣の定着を図る必要があります。

20 【生きる力】 変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な力

◇施策の方向性

- ・学習指導要領の改訂により令和2年度から「キャリア・パスポート」²¹を活用したキャリア教育²²を小学校から高等学校まで一貫して行うことを受け、家庭の大切さ、社会参画、ふるまいを含むコミュニケーション等を計画的・組織的に育成できる体制の構築を、研修等を通して促進します。
- ・子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育てます。またボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して社会と関わる力の育成に取り組みます。
- ・学校・家庭・地域の連携・協働によるボランティア活動や自然体験、文化芸術活動等の体験活動を通して、子どもたちの自分を大切に思える心等を育みます。
- ・青少年の家「サン・レイク」や少年自然の家、県立図書館、県立美術館、芸術文化センター「グラントワ」、宍道湖自然館「ゴビウス」、三瓶自然館「サヒメル」、三瓶小豆原埋没林「さんへ縄文の森ミュージアム」、しまね海洋館「アクアス」等の各県立施設や、公民館等の社会教育施設において、魅力ある事業展開を進め青少年の様々な体験活動の充実を図るとともに、利用促進につながる広報や情報提供に努めます。
- ・学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実し、読書習慣の確立に向けた取組を推進するとともに、家庭や学校での読書活動を推進します。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
56	○教育魅力化人づくり推進事業 キャリア教育普及・定着	56	○青少年の家事業
	○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	57	○少年自然の家事業
	○障がい者芸術文化活動支援事業		○子ども読書活動推進事業
	○文化芸術次世代育成支援事業		○図書館事業

施 策 ④ 確かな学力の育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 授業の質の充実
- 地域に関わる学習の充実
- 家庭学習の充実

◇施策の目的

- 「しまねの学力育成推進プラン」²³に基づき、県教育委員会は市町村教育委員会と協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で活かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進します。

◇現状と課題

- ・全国学力・学習状況調査や島根県学力調査で児童生徒の学習状況を客観的に把握するとともに、指導の改善を図っています。

21 【キャリア・パスポート】 児童生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、学びを将来や社会につなぐためのツール

22 【キャリア教育】 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）の中で、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育」と定義されている

23 【しまねの学力育成推進プラン】 しまね教育魅力化ビジョン（R2策定）で示す「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人（学力を育む観点からの人間像）」づくりを具体的に推進するために策定した計画

- ・子どもたち一人一人が発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、社会や生活の中でこれまで以上に使うことができるようになることが求められます。
- ・授業以外の平日に1～2時間程度学習する子どもたちの割合が高くなってきています。
- ・学習内容をしっかりと定着することだけでなく、試行錯誤を繰り返したり、自ら調べたりするなど、自らの学びを広げ深める家庭学習にすることが求められます。
- ・家庭や地域との連携を深めながらふるさと教育を展開しています。地域の行事等に参加することを通して子どもたちのふるさとへの愛着や誇りの高まりが見られます。
- ・地域や社会を良くするために何をすべきか考えることができるようにすることが求められます。

◇施策の方向性

- ・ICTやふるさと地域素材、学校図書館を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業づくりを推進していきます。
- ・学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていきます。
- ・学校・家庭・地域が家庭学習の意義を共通に認識し、同じ目線で子どもたちに声かけができる環境をつくっていきます。
- ・家庭学習において意図的に学びを広げ深められるような授業の展開、ICTを活用した家庭学習の在り方の研究を行っていきます。
- ・高等学校段階において、当事者意識をもちつつ、地域課題解決型学習を深めることができるよう、小学校段階では地域に親しみ、地域を知る機会を多く設け、中学校段階では地域のために行動・実践する場を充実させるなど、探究の過程を踏まえた系統的で連続性のある総合的な学習（探究）の時間の在り方を研究していきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
57	○学力育成推進事業 ○学校司書等による学びのサポーター事業	57	教育魅力化人づくり推進事業

基本施策 2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】

施策 ① 地域社会への参画と人材育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- ふるさと教育と関連付けた取組の推進
- 社会参画の促進

◇施策の目的

○青少年が地域と積極的に関わり、様々な実体験を積み重ねる中で自主性や社会性を獲得し、地域社会へ参画するような仕組み作りをします。

◇現状と課題

- ・本県の美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、教育に協力的な人材等の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが必要です。
- ・子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校・家庭・地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要です。

◇施策の方向性

- ・子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、学校教育と社会教育の一層の連携により、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を教科等の学びに結びつけ、子どもたちの確かな学力や実行力を育みます。
- ・子どもたちが学校や学年、世代を超えたつながりながら「ふるさと活動」に取り組むことができるよう、地域住民が継続して支援できる体制をつくることにより、子どもたちの社会参画を後押しします。

◇目的を達成するための主要事業

資料編ページ	事業名	資料編ページ	事業名
57	〇ふるさと教育推進事業	58	〇つながりづくり「ふるさと活動」実践事業
58	〇教育魅力化人づくり推進事業 キャリア教育普及・定着（再掲）		

施 策 ② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 勤労観・職業観の育成
- 大学生等に対する人材育成
- 発達の段階に応じた職業体験の充実
- 若年者に対する人材育成
- 自立した消費者の育成
- 青少年技能者の技術・地位向上と技能尊重の気運醸成

◇施策の目的

- 子どもや若者の社会的・職業的自立のためには、幼児期・学童期から、発達の段階に応じたキャリア教育を通して、勤労観・職業観の育成を図るとともに、自立に必要な能力を身に付けることが大切です。
- 社会情勢の急激な変化に対応するために、自立した消費者として判断・行動ができる力を育成します。
- 高等教育機関は、専門的な知識と幅広い教養を身に付けた人材を育成する役割を担うとともに、複雑多様化する社会の中であって、青少年の自己認識を深め、豊かな人間性や社会に貢献する意欲を育む役割ももっています。今後とも、地域の特性を活かした高等教育の充実を図るとともに、地域との連携に一層取り組みます。
- 学校を卒業した若者が就業に必要な知識や技術・技能を身に付けることができるよう充実した職業訓練の機会を提供します。

◇現状と課題

- ・今後更なる社会の急激な変化により、現在ある職業が消滅する可能性が高くなってきた状況で、自分の生き方と照らし合わせながら働く意義を認識することがより重要視され、小学校から一貫したキャリア形成の充実を、令和2年度から各学校が取り組んでいます。
- ・インターンシップ²⁴や企業見学など活動の実施自体が目的となり、事前事後の学習の欠落や、実施後の教員間の振り返りなど、今後のキャリア形成の質を上げるための取組が行われていません。加えて、総合的な学習（高等学校は探究）の時間の学習における職業観や社会参画意識の醸成が図れることへの認識を教職員がなかなかもてていない状況にあります。
- ・民法の成年年齢²⁵が令和4年4月1日から18歳に引き下げられ、消費者トラブルに巻き込まれる青少年の増加が懸念されます。
- ・消費者トラブルに関する相談窓口を青少年に周知する必要があります。
- ・大学生は県内の企業や働くことの魅力などについて知る機会が少なく、就職を機に県外に出て行く学生が多いこと、就職後の職場定着率が全国に比べ低いことが課題となっています。
- ・地域産業が必要とする人材を育成するため、高等技術校等において技能者として必要な専門的スキルや知識を習得するための職業訓練を実施していますが、職業訓練後の資格取得や就職などのメリットについてあまり知られておらず、技能者をめざす若者が少なくなっています。
- ・若者は、島根で受け継がれてきた伝統技能や優れた熟練のスキルに関心が低く、スキルを継承する人材の確保が難しくなっています。

◇施策の方向性

- ・令和2年度から、「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実を図るため、小学校から高等学校までの教職員を対象とした研修会を開催しています。そこで、各学校の教育活動の中から、発達段階に即した勤労観や職業観を含めた、キャリア形成の「基礎的・汎用的能力」の計画的、組織的育成が図れるよう、全体計画等の整理を各学校で実施できるようにします。
- ・各学校におけるキャリア教育の全体計画の整理を促進するとともに、県内外の実践等の研究、他部局、民間企業との連携により、職場体験、インターンシップのより効果的な実施への支援を行い、より質の高いキャリア形成が可能となる取組の促進を図ります。
- ・学校への消費者教育教材の配付、「外部人材講師派遣事業」や「消費者教育実践研究事業」の活用の働きかけを行うとともに、教員研修会を開催するなど、学校における消費者教育の支援を行います。
- ・青少年向けに効果的な広報媒体を利用して、「県消費者センター」²⁶、「市町村の相談窓口」、「消費者ホットライン188」²⁷等の相談窓口の周知を行います。
- ・大学や関係機関が連携して、学生が企業を知るための教育プログラムやインターンシップ、職場体験などの取組を実施します。

24 【インターンシップ】 学生が企業等において実習・研修的な職業体験をすること

25 【成年年齢】 令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が18歳と定められたことを指す。

26 【県消費者センター】 消費者安全法及び島根県消費者センター条例に基づき設置された消費生活センターであり、消費生活の相談及び苦情に関すること等に関する業務を行う。

27 【消費者ホットライン188】 最寄りの消費生活センター等につながる全国共通の電話番号。平成27年に全国で開始されたシステム

- 高等技術校における職業訓練のメリットや職業訓練の内容の周知など、オープンキャンパスや広報の充実などによるイメージアップを図り、技能者をめざす若者を増やします。また、民間教育訓練機関において、多様な分野における職業訓練を提供します。
- 「技能検定制度」の普及や「技能競技大会」への選手派遣、技能者の表彰等により、青少年技能者の技術と地位の向上を図るとともに、ものづくり体験等を通じて技能尊重の気運醸成に努めます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
58	<ul style="list-style-type: none"> ○教育魅力化人づくり推進事業 キャリア教育普及・定着（再掲） ○学校における消費者教育の推進事業 ○消費者教育実践研究事業 ○消費者啓発推進事業 	58	<ul style="list-style-type: none"> ○大学生等を対象としたインターンシップ事業 ○大学生等のIT技能習得促進事業 ○学卒者等の職業訓練事業

施 策 ③ 職業的自立に向けた就労支援

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 高校生等に対する就労支援
- 大学生等に対する就労支援
- 既卒者・社会人に対する就労支援
- 若年起業家に対する起業支援

◇施策の目的

○若年者雇用、フリーターや転職者の職場定着、Uターン者の奨励等の若者の島根定住について、「ジョブカフェしまね」²⁸、「しまね若者サポートステーション」²⁹を始めとする関係機関が連携を強化し、就労支援の充実を図ります。

◇現状と課題

- 若者の進学・就職による転出が、島根県の人口減少の主な原因となっています。また、山陽や関西・首都圏などに進学した学生の多くが県外で就職しています。
- 若年者や女性を対象にキャリア相談や就職相談を行っていますが、就職につながっていないケースもあります。
- 島根県中小企業制度融資「創業者支援資金」の保証実績は、令和元年度 135 件 963 百万円、令和 2 年度 111 件 530 百万円で推移しています。コロナ禍であっても創業の相談件数は一定数あり、令和 3 年度についても例年並みの推移が想定されます。

◇施策の方向性

- 高校と連携して、高校生と企業の交流会や、企業説明会、企業見学ツアーなどを実施し、高校生の県内就職を支援します。
- 大学や「ジョブカフェしまね（ふるさと島根定住財団）」などと連携して、大学生等に向けた魅力的な企業情報の発信や、学生と企業との交流会、インターンシップ、仕事体験、企業説明会などを実施し、大学生等の県内就職を支援します。

²⁸【ジョブカフェしまね】 島根県が設置し、若年者の県内就職の促進を目的に、県内企業との出会いの場である就活関連イベントの開催やキャリア相談など、若年者の就職を総合的にサポートする組織

²⁹【しまね若者サポートステーション】 国と島根県が協働で設置し、若年無業者等（15 歳～49 歳）の職業的自立に向け、職業相談から就労フォローアップまで一貫して支援を行う施設

- ・県内企業への就職を希望する者に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、きめ細かな職業相談、職業紹介等の支援及び情報提供を実施します。
- ・引き続き、起業を志す者に対し、年齢に関係なく、県制度融資や各種助成制度、研修等の情報提供、起業家同士の交流機会の提供等を行います。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
59	○大学生等を対象としたインターンシップ事業 (再掲) ○大学生等の県内就職促進事業	59	○島根県中小企業制度融資 創業者支援資金

基本理念 II 困難を抱える青少年とその家族への支援

基本施策 3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】

施策 ① 不登校・中途退学対応の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 組織的な支援体制の整備
- 多様な学びの保障
- 教育相談体制の充実
- 社会参画に向けての連絡・調整
- アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進

◇施策の目的

本県は、不登校児童生徒数の割合が全国より高く、不登校対策を重要課題と位置づけて様々な施策を実施しているところです。高等学校及び特別支援学校高等部における不登校は、中途退学に至るケースもあり、いわゆる二ト、ひきこもりといった社会的問題とも関連していること等も指摘されています。また、不登校児童生徒や中途退学した若者への支援に当たっては、児童生徒など若者の将来的な社会的自立に向けて支援するという視点に立つことが重要です。

○不登校・中途退学の要因や背景は様々であることから、学校における指導体制の充実はもとより、学校と教育委員会は、家庭や民間団体を含めた関係機関等と積極的に連携を図り、日頃から情報交換や役割の分担等のできる連携体制を築いていけるよう努めていきます。

◇現状と課題

- ・未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等に向け、相談員（子どもと親の相談員・中学校クラスサポートティーチャー・教育相談員等）を配置して、組織的な対応体制を整備します。また、「スクールソーシャルワーカー」³⁰を配置し、民間団体を含めた関係機関等との連携を行っています。
- ・同様に、「スクールカウンセラー」の配置や活用を拡充し、学校内の教育相談体制を整えています。また、24時間子供 SOSダイヤルや SNS 相談窓口の設置により、学校外における教育相談体制を充実させる必要があります。

30 【スクールソーシャルワーカー】 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う福祉の専門家

- ・アンケート調査を活用した親和的な学級づくりや魅力ある学校づくりに努め、不登校や中途退学にいたる前に早期対応を心がけています。学校においてより有効な活用をしていくことが課題です。
- ・「教育支援センター」³¹（適応指導教室）等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりできる多様な学びの場を整えています。アウトリーチ型（訪問）の支援の導入や指導員の確保などが課題です。
- ・中学卒業直後及び高等学校等を中途退学直後に進路が未決定であり、ひきこもり等が懸念される若者への支援として、連絡調整員を配置して関係機関との連絡を図り、本人の就労や進学に向けた調整を行っています。

◇施策の方向性

- ・相談員については、事業の充実を図るためにも、配置校の活用状況を把握し、適切な助言等を行います。また、スクールソーシャルワーカーについては今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、関係機関との連携を図っていきます。
- ・スクールカウンセラー事業については今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、教育相談体制を整備していきます。また、学校外の相談体制についても充実を図り、特にSNS相談窓口については、事業の定着化をめざします。
- ・「アンケートQU」³²についてはある程度学校において定着してきていますが、教育センターの出前講座等を活用し、より有効な活用方法について周知していきます。
- ・今後は教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備が益々求められます。未設置地域の解消も含め、各市町村教育委員会と連携していきます。
- ・今後も連絡調整員と各関係機関との連携を図りながら、社会的自立に向け、積極的なアウトリーチ（訪問）型の支援を継続していきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
59	○悩みの相談事業 ○生徒指導体制充実強化事業	59	○不登校対策推進事業

施 策 ② ニート・ひきこもり支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- ニート、フリーター支援
- ひきこもり支援

◇施策の目的

- 青少年の自立のためには、職業意識の啓発や職業訓練などを個々の状況に応じて行うことにより、能力の開発を図り、本人に適した職業選択ができるよう支援します。
- ひきこもり支援センターを中心として、適切な相談体制を充実させるとともに、支援ネットワークづくりに努め、居場所の提供等、状況に応じた細やかな支援を推進します。

³¹【教育支援センター】 不登校の子どもたちに対して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行う市町村の施設

³²【アンケートQU】 児童生徒の学校生活における、満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる質問紙。この結果から、教師がこれまでの指導を見直し、問題解決に向けて学級経営や授業を工夫することができる。

◇現状と課題

- ・若年無業者³³は、働くことに踏み出せず就労に結びつかないケースが多くあるため、就労意欲の向上を図る必要があります。
- ・市町村等関係機関と連携し、地域で長期的・専門的に対応できる体制を構築する必要があります。

◇施策の方向性

- ・若年無業者に対して、「しまね若者サポートステーション」を中心に職業相談やセミナーの開催、就労体験等による支援を行い、就労観・就業意欲の醸成を図るとともにハローワークなどの就労支援機関と連携して、より本人に適した職業選択ができるよう、職業的自立に向け一貫した支援を行います。
- ・「島根県ひきこもり支援センター」を中心に、ひきこもり状態にある当事者やその家族への支援に継続して取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
60	○若年無業者の職業的自立支援事業	60	○ひきこもり支援センター事業

施 策 ③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 子どもの規範意識の向上
- 立ち直り支援の実施
- 非行少年・不良行為少年の適切な補導

◇施策の目的

○規範意識を培い、非行少年を生まないための取組を進めるとともに、非行少年等は早期に発見し、適切に補導します。罪の意識や自己責任を自覚させ、深い反省を促し、立ち直りを支援します。

◇現状と課題

- ・万引き、薬物乱用、いじめ等の防止やネットモラル等、幅広い課題を取り上げ、規範意識の醸成を図る非行防止教室を開催しています。非行少年・不良行為少年が減少する一方、インターネット空間におけるトラブルが後を絶たないことから、子どもが自ら考え、自らを守る力を育むことがより重要です。
- ・補導や相談を端緒に非行少年や不良行為少年の早期発見、個別の事情に応じた迅速・適切な補導を行うとともに、家庭・学校・地域と十分連携し、問題の解決を図ります。インターネットの普及等によって子どもたちの繋がりが見えにくくなっており、実態把握や対策に工夫が求められています。
- ・再非行や問題行動の悪化が懸念される非行少年・不良行為少年等に対しては、家庭・学校・地域と連携し、継続的に関わることで、規範意識や自己尊重感を高め、ルールやマナー、思いやりを育む等、立ち直りを支援します。

◇施策の方向性

- ・小・中・高校においては、非行防止教室等の100%実施をめざし、体験・参加型の教室等、内容や開催方法の工夫により、子ども自身が考え、学ぶ教室の開催に努めます。また、思いやりの心を育むため、少年警察ボランティア等が実施する社会参加活動や体験活動を通じて子どもたちの健全育成を図ります。

33 【若年無業者】 高校や大学や予備校・専修学校などに通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない、15歳以上35歳未満の個人

- ・非行少年や不良行為少年の補導に際しては、迅速・的確に対処するとともに、罪の意識や被害者に対する思いを深め、真の反省を促すことで再犯や非行化を防ぐよう取り組みます。「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」を始め、子どもや保護者の相談に応じ、問題の早期把握・解決を図ります。
- ・関係機関等と連携した立ち直り支援に努め、個別の事情に応じて「法務少年支援センター（少年鑑別所）」や「児童相談所」等における専門的関わりや、「子ども・若者総合相談センター」³⁴や「地域ボランティア」による学習支援・社会参加活動等、直接体験を通じた幅広い立ち直り支援を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編ページ	事業名	資料編ページ	事業名
60	○子どもの規範意識の向上 ○子どもからのSOSの早期把握活動	60	○非行少年に対する迅速・的確な捜査・調査の推進 ○非行少年等に対する立ち直り支援の推進

施策④ 障がい等のある青少年支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 早期からの相談支援体制の整備
- 障がいのある方への就労支援
- 支援体制・指導体制の連続性の確保
- 疾病を抱える子どもへの支援

◇施策の目的

- 関係機関が連携し、障がいのある子どもや疾病をもつ子どもに対して、早期からの発見や相談・支援に努めます。
- 「地域の中で障がい等のある子どもがもてる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことをめざし特別支援教育をよりよいものに高めていきます。
- 障がい者雇用への理解促進を図ります。

◇現状と課題

- ・保育所、幼稚園等の保育士、教員等の多くは、乳幼児期では発達障がいの確定診断が付きにくいいため、個々の子どもについて障がいに関する配慮が必要か否かの判断に難しさを感じており、専門的な知識も十分でないため、子どもや保護者の困難さや悩みに対応することにも苦慮しています。また、不安や悩みを抱えた保護者の相談窓口が明確でなく、保護者が障がいに対する戸惑いや将来への不安など複雑な思いを抱えていることも多く、子どもの障がいを受け入れるまでに時間を必要とする場合もあり、早期からの相談につながらない場合があります。
- ・「個別の教育支援計画」³⁵の作成意義や有用性、活用方法が十分に理解されていないため、就学時や進学時に「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援に必要な情報の引き継ぎが十分に行われず、一貫した支援が受けられていないケースがあります。また、保護者に対して十分な情報提供ができていなかったり、将来の子ども姿を見据えた就学先の検討がされていなかったりと、将来への見通しをもった支援がなされていない場合があります。

34 【子ども・若者総合相談センター】 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、地方公共団体が設置する子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点

35 【個別の教育支援計画】 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すために作成する個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するもの

- ・小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しており、今後も特別支援学校卒業生等の増加が見込まれることや障がいの多様化が進んでいることから、更なる職業教育・就業就労支援の充実が必要となっています。
- ・障がいのある若者が、個々の能力を發揮できるよう一人一人の事情に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる職場を増やし、本人の希望に応じた就労を促進していくことが必要です。
- ・疾病児童等及び難病患者が、必要な医療を受けることができるよう、医療費の負担軽減や地域において安心して過ごすことができる環境の整備をしていく必要があります。

◇施策の方向性

- ・早期からの支援をより充実させるため、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談体制、支援体制を、各市町村の状況に応じて整備し、市町村や市町村教育委員会とともに、関係機関、部局が連携した相談・支援体制づくりを進めていきます。また、「子育て世代包括支援センター」³⁶が各市町村で設置されており、保護者や支援者からの相談が確実に教育、医療、保健、福祉などの関係機関につながるよう、相談窓口となる当該センターの周知を行っていきます。
- ・各市町村等で作成されている「個別支援ファイル」や、学校で作成される「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」等を活用することで、支援体制や指導の連続性を確保します。また、早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発により、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を構築していきます。
- ・一人一人の自立と社会参加をめざし、障がいの状態や特性に応じた職業教育の充実に取り組んでいます。今後とも、福祉・教育・労働等の関係機関が連携し、障がいの適性に応じた就労支援や、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準向上を図ります。
- ・フォーラムの開催や啓発パンフレットの配布、障がい者雇用を進めている企業の事例紹介などにより、企業の障がい者雇用への理解促進を図ります。
- ・疾病児童等及び難病患者に対し、公費により医療費の助成を行い経済的負担の軽減を図るとともに、適切な情報提供・相談支援が受けられる体制の充実を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
60	○しまね特別支援教育魅力化ビジョン	61	○育成医療
61	○長期療養児支援事業		○障がい児療養支援（貸付・助成）事業 （交通費等助成）
	○発達障がい者支援体制整備事業		○障がい児療養支援（貸付・助成）事業 （滞在資金貸付）
	○障がい者芸術文化活動支援事業（再掲）	62	○小児慢性特定疾患医療費助成事業
	○障がい者就労移行推進事業		○指定難病の患者に対する医療費助成事業
	○障がい者就労支援事業所工賃向上事業		○がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業
	○障がい者の雇用促進・安定事業		○医療的ケア児支援体制整備事業

36 【子育て世代包括支援センター】 母子保健法に基づき市町村が設置する、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う総合相談窓口

施策⑤ 子どもの貧困対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 発見から保護・支援につなぐ体制の整備
- 子どもの居場所に対する支援
- 子どもの健全な成長に対する支援
- 子どもの学びに対する支援
- 保護者等に対する支援
- 対策推進のための体制整備

◇施策の目的

○現在から将来にわたって、全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されず夢と希望をもって成長していけるよう、市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもの実態を把握し、福祉・教育・雇用などの関連分野が連携して総合的な施策展開を図ります。

◇現状と課題

- ・子どもやその家族が抱える課題はより複雑化しており、その支援のためには行政機関が幅広く関係機関や地域とのネットワーク等を構築していく必要がありますが、情報の共有等が十分でない実態があります。支援につながった時点で既に問題が重篤化している事例もあり、できるだけ早期の発見・介入が必要となっています。
- ・経済的困難を抱える家庭の子ども自己肯定感はそうでない子どもと比べて低い傾向にあり、生活環境に不安を抱えている子どももいます。不安を取り除くためには、将来の見通しなどをもたせる必要があります。
- ・子どもの貧困は、保護者やその他の世帯員の複合的課題と結びついています。経済的困難は保護者等にとって大きな悩みや不安となりますが、支援を必要とする世帯に支援制度等の情報が届かず利用できていない事例や、相談機関につながらず保護者が孤立化している状況があります。
- ・子どもの様々な体験機会や子どもと保護者が関わる時間が減少している中で、「子どもの居場所」の利用希望が子ども・保護者ともに高くなっています。
- ・県内では、就学援助を受けている子どもの割合が増加傾向にあります。また、学習意欲があるのに習い事や学習塾に通えない子どもや、経済的理由で希望する進路選択が出来ない子どももいます。
- ・問題が複合化した場合は、単一の支援機関や制度では限界があるため、制度を横断し関係機関が連携を取って対応する必要があります。

◇施策の方向性

- ・子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者への適切な保護や支援につなぐため教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。
 - ・保護・支援が必要な子どもや保護者の発見
 - ・問題の共有と役割分担の決定
 - ・発見から連携へつなぐ体制の強化
- ・子どもが抱えている現在の不安や困難を取り除くとともに、心身共に健全に成長できる環境づくりを行います。
 - ・安心の確保
 - ・子どもの就労等の支援

- ・保護者等に対しては、家庭が子どもたちにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるよう支援を行います。
 - ・経済的困窮に対する支援
 - ・生活の支援
 - ・就労の支援
 - ・保育等の確保
 - ・保護者としての役割を果たすための支援
- ・地域での関わりや体験機会が減少している子どもたちのために、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することのできる、地域での居場所づくりを進めます。
 - ・支援の必要な子どもたちに関する情報発信
 - ・地域の力を活かした居場所づくり
 - ・子どもの居場所充実のための取組
- ・家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるように支援します。
 - ・就学に伴う経済的負担の軽減
 - ・学校教育による学力保障
 - ・地域等における学習支援
 - ・学校における就学継続のための支援
 - ・奨学金等に関する情報提供
 - ・進学費用等に関する経済的支援
 - ・中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援
- ・県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。
 - ・推進のための組織体制
 - ・市町村との連携体制
 - ・施策推進状況の管理

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
62	○悩みの相談事業（再掲） ○学校・福祉連携モデル事業 ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲） ○家庭教育支援体制整備事業	63	○高等学校等就学支援金 ○公立高等学校学び直し支援金 ○県立高等学校授業料減免
63	○SNSによる支援体制構築事業 ○生活保護世帯に対する金銭給付 ○ひとり親家庭への経済的支援 ○ひとり親家庭への自立支援 ○要保護児童生徒援助費 ○子どもの居場所創出等支援事業 ○学習支援事業 （子どもの居場所創出等支援事業）	64	○県立高等学校県単就学支援金 ○私立高等学校等授業料減免事業 ○私立高等学校等学び直し等のための就学支援金 ○高等教育機関授業料等減免事業 ○高等学校等奨学のための給付金 ○島根県高等学校等奨学事業 ○子どものセーフティネット推進費

施 策 ⑥ ネットワークによる総合的支援の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 支援ネットワークの構築
- 関係機関・団体の資質向上
- 地域における支援の推進

◇施策の目的

- 近年、青少年をめぐる環境が複雑化し、ニートやひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の問題が深刻な状況にあります。また、在住外国人の増加にともない、日本語を母国語としない青少年やその保護者への対応も重要になっています。
- こうした個々の困難な状況に幅広く対応するために、様々な機関・団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした支援を連携して行います。

◇現状と課題

- ・教育、福祉、保健・医療、更生保護、民間支援団体等から構成される「島根県子ども・若者支援地域協議会」³⁷によるネットワークが構築されていますが、更に、県内自治体間、民間支援団体間のネットワークや連携が必要です。
- ・市町に設置されている「子ども・若者総合相談センター」により、支援対象者個々の状況に応じた居場所支援、社会体験、就労体験といった社会的な自立に向けた段階的な支援に取り組んでいますが、同センター未設置自治体に居住する子どもや若者が同様な支援を受けられる体制が必要です。
- ・外国にルーツを持つ子どものいる家庭からの相談も増加しており、複雑化・高度化している相談内容への対応が必要です。
- ・支援に取り組む自治体、民間団体等の関係機関の職員向けの研修や、県民向けの講演会及び広報啓発活動を通じて県民全体で支援に取り組む機運の醸成が必要です。

◇施策の方向性

- ・協議会構成機関及び県内自治体間や民間支援団体間のネットワークによる官民連携した支援体制の構築を図ります。
- ・県内に居住する全ての困難を有する子ども・若者が必要な支援を等しく受けられるよう県事業未活用自治体に対する働きかけと圏域的支援体制の整備を図ります。
- ・支援対象者のニーズに応じた体験先事業所の開拓と同事業所との関係性の維持を図ります。
- ・外国人住民向けの多言語による相談窓口の充実を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
64	○困難を有する子ども・若者支援事業 (子ども・若者自立支援総合推進事業)	65	○多文化共生推進事業 ○子ども支援実践講座
	○困難を有する子ども・若者支援事業 (協力事業コーディネーター養成事業) (再掲)		
65	○困難を有する子ども・若者支援事業 (県地域協議会運営事業) (再掲)		

37【島根県子ども・若者支援地域協議会】 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することにより、社会性や規範意識、自立心を高め、将来を担う子ども・若者を健全に育むことを目的として、教育、福祉、保険、医療、雇用等の関係機関等により構成される協議会

基本施策 4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保護】

施策 ① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 組織的な支援体制の整備
- いじめの問題への取組の充実
- 教育相談体制の充実
- 教職員の資質向上の取組
- アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進
- 外部人材を活用した学校支援の推進

◇施策の目的

- いじめ、暴力行為等は基本的人権を侵害する問題です。まずは、被害者を守る姿勢を明確に示すことが重要です。いじめや暴力をグループ内の「ふざけ」や「けんか」と軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことがあってはなりません。
- いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、すべての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていきます。
- いじめは「加害者」「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」を含めた指導が必要であり、苦しんでいる子どもに早急に対応する必要があることから、迅速な対応をめざします。
- 基本的な人権を尊重し、いじめや暴力行為に向かうことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく取組を進めます。

◇現状と課題

- ・未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等に向け、相談員（子どもと親の相談員・中学校クラスサポートティーチャー・教育相談員等）を配置して、組織的な対応体制を整備しています。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、民間団体を含めた関係機関等との連携を行っています。
- ・同様に、スクールカウンセラーの配置や活用を拡充し、学校内の教育相談体制を整えています。また、いじめ相談テレフォンや24時間子供SOSダイヤル、SNS相談窓口の設置により、学校外における教育相談体制を充実させる必要があります。
- ・アンケート調査を活用した親和的な学級づくりや魅力ある学校づくりに努め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を心がけています。学校においてより有効な活用をしていくことが課題です。
- ・いじめ防止対策推進法に基づいて、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、いじめの起きにくい学校・学級づくりを推進することで、いじめの未然防止、早期発見や適切な対応に取り組んでいます。いじめの正確な認知や学校の早期組織的対応等が課題です。
- ・教職員がいじめやネットトラブル等の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、教職員の資質向上の推進と研修を充実させる必要があります。
- ・学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめ等の問題に対して、客観的・専門的な立場から助言を行う「いじめ等対応アドバイザー（県が委嘱した有識者や弁護士等）」を派遣する制度を整え、早期対応や適切な対応を行っています。

◇施策の方向性

- ・相談員については、事業の充実を図るためにも、配置校の活用状況を把握し、適切な助言等を行います。また、スクールソーシャルワーカーについては、今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、関係機関との連携を図っていきます。
- ・スクールカウンセラー事業については、今後益々需要が高まることが予想されます。事業の拡充を図ったり、より充実した活用の仕方を各学校に周知したりして、教育相談体制を整備していきます。また、学校外の相談体制についても充実を図り、特にSNS相談窓口については、事業の定着化をめざします。
- ・アンケートQUについてはある程度学校において定着してきていますが、教育センターの出前講座等を活用し、より有効な活用方法について周知していきます。
- ・いじめの未然防止については、「居場所づくり・絆づくり」をキーワードに、魅力ある学校づくりを推進します。早期発見、適切な対応については、研修や学校訪問を通じて各学校に周知し、いじめの正確な認知や早期組織的対応に取り組んでいきます。
- ・必要に応じて専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応等の取組を推進します。
- ・研修等において、いじめの事例研究や体験活動などを通して教職員の資質向上を図ります。ネットトラブル等の問題については、インターネット安全教室やe-ネットキャラバン³⁸等を周知し、教職員の資質向上の一助とします。
- ・全県下での事案に速やかに対応できるように、アドバイザーの人選及び配置をしていきます。また、アドバイザー派遣事業について、施策説明会等で周知を図っていきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
65	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みの相談事業（再掲） ○生徒指導体制充実強化事業（再掲） ○子どもの規範意識の向上（再掲） ○子どもからのSOSの早期把握活動（再掲） ○非行少年に対する迅速・的確な捜査・調査の推進（再掲） 	66	<ul style="list-style-type: none"> ○非行少年等に対する立ち直り支援の推進（再掲） ○犯罪被害防止のための教育の実施 ○被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進 ○被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進 ○学校安全確保推進事業（再掲）

施 策 ② 犯罪被害防止と保護活動の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進
- 犯罪被害防止のための教育の実施
- 被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進

◇施策の目的

- 犯罪の被害に遭っている子どもを早期に発見し、適切な保護を行い、立ち直ることができるよう支援を行います。
- 子どもが犯罪の被害者とならないように、自ら考え自らを守る力を身に付けられるようにします。
- 子どもが犯罪被害に遭わないよう、学校や地域などが連携して防犯環境の整備を推進します。

³⁸【e-ネットキャラバン】 児童生徒、保護者、教職員等を対象とするインターネットの安心・安全な利用を学ぶ啓発講座で、総務省等が講師を派遣し実施している。

◇現状と課題

- ・相談等を通じて犯罪被害に遭っている子どもを早期に発見・保護するとともに、事件化や取り締まりを図ります。特に、SNS に起因する犯罪被害が多く起きていることから、サイバーパトロールに力を入れています。
- ・学校と警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、立ち直りに向けて支援しています。また、被害を受けた生徒に対し、スクールカウンセラーによる緊急支援を実施し、精神的負担の軽減を図る必要があります。
- ・各学校において各種犯罪被害防止教室開催や、地域安全マップ等の施策を行い、危険予測能力や対応方法を体得できるよう努めていますが、不審者事案は後を絶たず、より一層、自ら考え、自らを守る力の育成が必要です。安全マップ作成に対する気運の浸透を図る必要があります。
- ・子どもが犯罪被害に遭わないよう、学校区域の危険箇所について、地域が一体となって、安全マップを作成し情報の共有を図ります。安全マップ作成に対する気運が全体的に浸透していません。

◇施策の方向性

- ・サイバーパトロールにより、不適切な書き込みを発見次第、補導や注意喚起を行い、被害の未然防止を図るとともに取り締りに努めます。犯罪被害防止教室の開催では各種相談先を教示し、自主相談を促します。インターネットを巡る子どもたちの実態を保護者に伝え、相談を促す啓発に努めます。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、犯罪被害者等である児童生徒の精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との積極的な連携を図ります。
- ・特にSNS利用から性被害に遭ったケース等においては、継続補導により自らの行動の危険に気づき、自己尊重感を高める働きかけや環境の改善のため、家庭、学校、関係機関との連携による立ち直り支援を図ります。
- ・参加型による犯罪被害防止教室を推進する一方、家庭・学校・地域にあっても、不審者情報の配信等をもとに子どもたちに伝える等、子どもたちが危険から自分や他者の身を守る行動を選択出来るよう、定着を図る必要があります。
- ・広報媒体の活用や関係者への働きかけにより、安全マップ作成の重要性について周知を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
66	○悩みの相談事業（再掲）	66	○被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進（再掲）
	○学校校区における地域安全マップの作成	67	○被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進（再掲）
	○犯罪被害者等総合相談窓口		○犯罪被害防止のための教育の実施（再掲）

施 策 ③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 虐待防止への取組
- 虐待を受けた子どもの保護
- 相談体制の充実
- 里親制度の普及・啓発
- 施設の小規模化・地域分散化の推進
- 自立に対する支援

◇施策の目的

- 子どもは、一人の人間としてその権利を尊重されなければなりません。特に、虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。
- 社会を挙げて虐待から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的自立に至るまで切れ目のない支援を行います。
- 家庭での養育が受けられない子どもが社会的に自立していくことができるよう、学校や地域社会等の連携のもとに、生活拠点の確保や就労支援、相談機能の充実なども含めた支援体制を強化します。

◇現状と課題

- ・児童虐待件数は全国的に増加傾向にあり、いじめ問題も深刻化を増す中、問題の早期発見への取組が求められており、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業の支援が必要です。
- ・虐待を受けている子どもの安全確保等のため、必要に応じて児童相談所や児童養護施設等で一時保護を行っていますが、児童相談所の一時保護所はその特殊性やプライバシーの観点から閉鎖的になる可能性があります。
- ・児童虐待対応件数は高止まりしており、法的な対応や医学的所見を必要とする困難事例が増加しています。県内児童相談所に嘱託弁護士、嘱託医を配置するなど、子どもと家庭相談体制の充実を図る必要があります。
- ・里親登録世帯数は増加していますが、若い年齢層の不足や地域の里親制度に対する理解が進んでいないこと等から、里親委託が進んでいません。
- ・国の「新しい社会的養育ビジョン」³⁹や「島根県社会的養育推進計画」⁴⁰で定められた家庭養育優先の原則に基づき、家庭における養育、里親等委託の推進を図りながら、これらが適さない児童が生活する児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的養育環境が求められています。
- ・児童養護施設の退所者等に対する相談支援等を行うとともに、年齢到達により措置解除になった後も特に支援が必要な場合は施設等において生活支援を行っています。また、退所者への生活費や家賃相当額の無利子貸付や、入所児童への普通運転免許取得経費の助成を行っています。引き続き、児童の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する必要があります。

◇施策の方向性

- ・子ども専用相談電話の安定した運営と、子どもを相手とする相談員の養成及び資質向上を目的とした研修の充実と相談先の周知を図ります。
- ・児童相談所の一時保護所の安全性、透明性を高めていくために退所時アンケートの実施や第三者評価を受審し、一時保護児童の権利擁護への取組や職員の意識の向上を図ります。
- ・県内児童相談所への嘱託弁護士、嘱託医、正規保健師の配置により、専門的な課題への対応の更なる向上に取り組めます。また、市町村職員への専門研修等の実施を通じて、要支援・要保護児童の早期発見から支援までの対応力の向上を図り、乳幼児期から切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- ・地域社会に浸透するよう市町村等関係機関職員や県民向けに里親制度の普及啓発活動を推進し、地域や施設等と連携して里親委託率の向上を図ります。

39 【新しい社会的養育ビジョン】 平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念等が規定され、それを具体化するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で平成29年8月にとりまとめられたビジョン

40 【島根県社会的養育推進計画】 「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、島根県において県・地域・関係団体との連携協働により推進していく社会的養育のあり方を示すものとして作成したもの

- ・「島根県社会的養育推進計画」に基づき施設整備の進捗管理を行い、国の制度を活用した施設整備費の助成を行うことで、県内の児童養護施設等の小規模化や地域分散化を進めます。
- ・支援コーディネーターの配置を含めた「社会的養護自立支援事業」の拡充を検討し、児童養護施設等の退所者等の自立支援を図ります。
- ・事業継続により対象者の円滑な自立を支援するとともに、資格取得等に係る措置費の拡充など、国の支援の更なる拡充を求めています。

◇目的を達成するための主要事業

資料編ページ	事業名	資料編ページ	事業名
67	○子どもと家庭相談体制整備事業	67	○施設入所児童支援事業 (児童養護施設関係事業)
	○子どもと家庭特定支援事業		○社会的養護自立支援事業
	○子どもと家庭相談体制整備事業(再掲)	68	○児童養護施設退所者等自立支援事業
	○里親委託児童支援事業		○児童養護施設等入所児童自立支援事業

基本理念 III 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

基本施策 5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】

施策 ① 子育て支援体制の整備

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 県民運動の醸成と子育て支援の輪の拡大
- 子育てに関する多様な支援の充実
- 総合的な放課後児童対策の推進
- 子どもの健康づくりの推進
- 仕事と生活の調和

◇施策の目的

- 次世代育成支援の観点に立ち、子育て支援サービスや相談機能の充実等、地域での子育て支援体制の整備による育児負担の軽減に併せ、様々な生活様式に対応した子育て支援を充実させます。
- 子育てをしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送ることができる社会をつくれます。

◇現状と課題

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきています。
- ・次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- ・「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査(H30)」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。

- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、切れ目ない支援体制を充実させ、安心して子育てができる環境の整備を図る必要があります。
- 子育てしながら働く女性が多い本県においては、子育て支援策を充実し、仕事と子育ての両立を図ることは喫緊の課題であり、その中でも、放課後児童クラブの支援の充実は極めて重要です。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、新たな施設の整備や小学校の余裕教室の活用等により、放課後児童クラブの受け入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査等から見える子どもの健康実態の関係者との共有、それを踏まえた質の高い母子保健サービスの提供、関係機関との有機的な連携等、職員の専門性の向上に取り組む必要があります。
- 多くの女性が働きながら子育てをする一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は、女性に比べ6分の1と少なく、女性に負担が偏っている状況があり、夫婦間の分担を見直す必要があります。
- 職場において、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整える必要があります。

◇施策の方向性

- 家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。
- 民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大を図ります。
- 子どもを産み育てたいと願う全ての人が、自己肯定感をもちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。
- 質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。
- 放課後児童クラブの充実のため、利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。
- 放課後児童支援員の認定資格研修等により、支援員として必要な知識や技術を習得する機会を確保し、放課後児童クラブに通う児童の育成支援の充実に努めます。
- すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、親が子どもの心と身体の発育や健康に関する問題等について知識や情報を得られるよう、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携して情報提供や環境整備に取り組めます。
- 男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識や、若者のワーク・ライフ・バランス等に対する意識の向上を図ります。
- 誰もが子育てや介護を両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
68	<ul style="list-style-type: none"> ○しまね子育て応援パスポート事業（こころ事業） ○世代間交流の促進 ○民間の子育て支援活動の促進 ○地域の子育て支援機能の充実 ○子育てに関する情報提供の充実 ○地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保 ○認定こども園、幼稚園、保育所等の運営支援 ○教育・保育等に従事する者の確保 	70	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児等医療費助成事業 ○未熟児養育医療 ○療育の給付 ○民生委員活動推進事業（民生委員・児童委員研修の推進） ○子どもの医療費助成事業 ○産前・産後安心サポート事業 ○幼児教育総合推進事業（再掲） ○放課後児童健全育成の推進 ○放課後児童の育成支援の充実 ○地域医療を支える医師確保養成対策事業 ○看護職員確保対策事業
69	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育等に従事する者の質の向上 ○幼児教育総合推進事業（再掲） ○多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実 ○保育料の軽減 ○児童手当の給付 ○母子保健推進事業 ○母子保健推進事業（再掲） 	71	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭の両立支援（しまね子育て応援企業認定制度） ○イクメン・イクボス養成事業 ○ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業

施策 ② 家庭の教育力向上のための支援

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 子どもを支える大人の学習機会の充実
- 「家庭の日」運動の推進

◇施策の目的

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供等、家庭教育（保護者）を支援する施策を実施します。
- 家庭教育の向上のために、家庭の絆を深めるための啓発を行います。

◇現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、子育ての不安や悩みを抱えたまま保護者が孤立してしまう現状があります。また、価値観やライフスタイルの多様化、電子メディアとの適切な付き合い方等、家庭教育における新たな課題が指摘されており、家庭教育だけで子どもたちを育てることが難しい社会となっています。
- 家庭は青少年にとって居場所の1つです。その家庭のあり方が多様化しています。また、コロナ禍において家庭で過ごす機会が増えて家庭のあり方について見直す必要があります。

◇施策の方向性

- ・親としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」⁴¹、我が子だけでなくよその子・よその親・学校・地域等との関係性も考える「親学プログラム2」による参加型研修や、親学プログラムの考え方を活かした活動等の普及に努め、家庭教育力の向上を図ります。
- ・家庭の絆を深めるために、家族がともに過ごす毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」運動を学校や職場等との連携や地域の協力のもとに幅広く展開していきます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
71	○幼児教育総合推進事業（再掲） ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲）	71	○青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）

施 策 ③ 地域と連携した学校づくりの推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 地域人材の活用による学習・体験活動の促進
- 家庭・地域と連携・協働した学校運営の促進
- 地域学校協働活動の推進体制の整備

◇施策の目的

○保護者を含めた地域の人材や施設の活用を進めるとともに、家庭や地域に対して学校の情報を提供するなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。

◇現状と課題

- ・県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用し、9年間を通じた系統的・発展的なふるさと教育が実施されています。引き続き学校・家庭・地域が連携してふるさと教育を推進する体制を整えていく必要があります。
- ・多くの地域住民の参画を得て、地域総がかりで子どもたちを育む気運が高まっている一方で、地域によっては事業間の総合化・ネットワーク化が進んでいなかったり、活動をコーディネートする人材の養成・育成が進んでいなかったりする実態があります。
- ・今後の急激な社会の変化に対応するために、学校と地域が連携し、「社会に開かれた教育課程」⁴²の実施が重要であり、小・中学校では「コミュニティースクール構想」⁴³などが市町村主導で取り組まれています。高等学校でも、学校と地域の協働による学びの深化を推進しているますが、学校と地域との協働、「高校魅力化コンソーシアム」⁴⁴ 構築の意義や理念が学校内外で共有できていない状況が見られます。

41 【親学プログラム】 家庭教育支援を行う人が、主に就学前の乳幼児から中学生の親を対象に、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すための学習プログラム

42 【社会に開かれた教育課程】 よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと

43 【コミュニティースクール構想】 学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めること

44 【高校魅力化コンソーシアム】 地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を実現するために、地域や市町村、小・中学校、社会教育機関、地元企業等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制

◇施策の方向性

- 子どもたちの地域への愛着や誇りを培うとともに、確かな学力や実行力を育む「ふるさと教育」の更なる推進のために、学校教育と社会教育の一層の連携、地域社会の基盤強化等を図ります。
- 幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地域総がかりで子どもを育む体制づくりを図ります。
- 県では、説明会や伴走により、高校や地域における高校魅力化コンソーシアムや探究学習への理解を深め、学校と地域の協働による学びの深化を図る取組の推進を図ります。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
71	○ふるさと教育推進事業（再掲）	72	○教育魅力化人づくり推進事業（再掲）
72	○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲）		

施 策 ④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 青少年育成県民運動の推進
- 青少年育成活動の活性化と指導者の育成

◇施策の目的

○青少年育成機関・団体等、地域の様々な主体が連携し、青少年育成を推進します。

◇現状と課題

- 島根県でも地域の関係が希薄になり、地域全体で青少年を育む意識が低くなってきています。より良い青少年育成を目指めざしている青少年育成県民運動について知られていない現状があります。また、青少年のネットワーク形成が必要です。
- 青少年が主体的に活動し、社会に参画するためには、アドバイスなどをする指導者の存在が不可欠です。青少年の育成を行っている団体等では、高齢化や人材不足が見られ、指導者が不足しています。

◇施策の方向性

- 青少年の健全育成をめざし、幼児期からのふるまい向上を図るとともに、青少年健全育成県民運動の推進母体である「青少年育成島根県民会議」の取組を支援し、県民総ぐるみの運動を推進します。
- 地域の青少年育成団体の活動についての情報を共有化し、各団体の活動を広げるとともに、研修等を通じた指導者の育成に取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
72	○青少年を健やかに育む意識向上事業（健全育成広報啓発事業）（再掲） ○青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）（再掲）	72	○幼児教育総合推進事業（再掲） ○子ども・若者育成推進サポーター事業

施 策 ⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 優れた青少年育成活動事例の収集・表彰の実施
- 県立社会教育研修センター⁴⁵における指導者養成・育成機能の充実
- 地域学校協働活動の推進体制の整備
- 企業の青少年育成活動の推進
- 体験活動支援者の養成・育成機能の充実
- 企業の学校教育への理解の促進
- 地域の特性を活かした体験活動・交流機会の促進
- 青少年の自主性・社会性を培う活動への支援
- 読書習慣の確立に向けた環境整備の推進

◇施策の目的

- 学びや実践活動の支援や活動のコーディネートをする人材等、地域における人づくりを担う人材の育成をめざします。
- 学校・家庭・地域の連携・協働による地域総がかりで子どもを育む体制づくりを推進します。
- 高齢者等の様々な知恵や豊かな経験を活かし、地域の子どもの始め子育て家庭や学校に積極的に関わり、支援していきます。
- 子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組の促進を図ります。
- 青少年育成や地域活動を行う青少年団体や地域活動、企業などを応援し、ネットワーク化を図ります。

◇現状と課題

- ・ 県内には地域に根ざした青少年育成団体や地域活動団体などがあります。それらの団体を把握し、活動や取組を県内に広報し、県民全体で青少年育成を行う気運を醸成する必要があります。
- ・ 地域における人づくりを担う人材育成を一層推進する必要があります。
- ・ 職場を離れにくいなどの理由により、離島・中山間地域を始めとする社会教育の担い手が少ない地域からの研修への参加者数が減少しています。
- ・ 多くの地域住民の参画を得て、地域総がかりで子どもたちを育む気運が高まっている一方で、地域によっては事業間の総合化・ネットワーク化が進んでいなかったり、活動をコーディネートする人材の養成・育成が進んでいなかったりする実態があります。
- ・ 島根の教育資源を活かした体験活動の普及・啓発を図るため、体験活動等を支援する人材の養成・育成を充実させる必要があります。
- ・ 「市町村老人クラブ連合会」の活動支援を通じた高齢者の社会参加の促進を図っていますが、老人クラブ数・会員数の減少により活動が衰退しています。
- ・ 学校司書等の公立小中学校と県立学校への配置等により、子どもたちの読書環境の整備は進んでいるものの、読書習慣を表す指標は改善されていない状況であり、一層の環境整備が必要です。
- ・ 企業も地域の一員です。地域社会に貢献するという社会的使命において青少年の健全育成や非行防止などの取組を推進していく必要があります。

45 【県立社会教育研修センター】 「地域力」の醸成に資する「社会教育指導者・担当者（市町村社会教育担当者・公民館職員等）及び社会教育に関わる方」の育成を担う研修センター

- ・幼児期から地域の「ひと・もの・こと」と関わりながら、地域への愛着や地域貢献意識、勤労観を高める教育活動を行っています。職場体験やインターンシップにおいても、地域の様々な企業等の受け入れにより実施されていますが、活動の目的の共有化が図れず、体験が目的となっていることが課題と考えられます。
- ・県内にも主体的に活動を行う青少年団体があります。しかし、青少年だけで継続して活動していくことは難しい面があります。青少年団体を支援したり、青少年団体がお互いの活動を知り、ネットワークを広げ、継続的に活動できるようにしたりすることが大切です。

◇施策の方向性

- ・青少年育成団体などが、連携して青少年の育成ができるように事例の収集やネットワーク化を行います。また、特に優れた青少年団体や地域活動などに対して表彰し、周知します。
- ・「県立社会教育研修センター」において、住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成を推進します。またオンライン研修の実施と学習コンテンツの配信、集合型とオンライン型を合わせたハイブリット型研修の実施や伴走型研修の積極的な実施を進めるとともに、情報提供や相談対応等の取組を行います。
- ・幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地域総がかりで子どもを育てる体制づくりを図ります。
- ・「青少年の家『サン・レイク』」や「少年自然の家」において、体験活動等の支援者や利用団体の指導者に対し、支援に必要な知識やスキルの向上に資する研修を実施します。また、地域で行われる体験活動の支援を行います。
- ・広報・啓発等を通じて、より多くの高齢者の参加を促すことにより、老人クラブ活動の活性化を図ります。
- ・学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に資する環境整備を推進します。
- ・企業が、青少年の健全育成や非行防止、地域住民の生涯学習の推進に向けた取組が進められるように、「青少年育成島根県民会議」の取組を広報し、賛同していただき、事業主や雇用者等に対して青少年育成を啓発していきます。
- ・今後、県内外の職場体験やインターンシップの優良実践を研究し、児童・生徒の勤労観・職業観を始めとするキャリアのより良い形成のために必要な、学校と企業の取組について明確にし、他部局、民間企業との連携を図りながら、効果的な職場体験等の実施への支援を行います。
- ・青少年が主体的に活動できる場を提供し、自発性や創造性を尊重しながら青少年の自主性や社会性を育てる活動を推進します。また、青少年に対する支援を同世代の青少年が行うなど、青少年自身のネットワークの形成や強化のための情報提供などの支援を行います。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
72	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）（再掲） ○社会教育総合推進事業優良少年団体表彰 ○青少年文化活動推進事業 	73	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育研修センター事業 ○結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（再掲） ○青少年の家事業（再掲）

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
73	○少年自然の家事業（再掲） ○ふるさと教育推進事業（再掲） ○市町村老人クラブ連合会助成事業	73	○図書館事業（再掲） ○子ども読書活動推進事業（再掲）

基本施策 6 社会環境健全化の推進【環境整備】

施策 ① 安全安心な地域づくりの推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 通学路等の防犯環境整備
- 地域住民と連携した未然防止対策
- 声かけ、つきまとい事案等の早期解決

◇施策の目的

○通学路等の安全点検等を通じて、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進めます。

◇現状と課題

- ・学校や通学路における安全を確保するための指針を定めるとともに、地域全体で通学路等の安全点検を行うことにより危険箇所の把握に努めていますが、危険箇所が多く態様もさまざまであり、解消に向けた取組が課題です。
- ・地域ボランティア等による見守り活動等のほか、「みこびー安全メール」⁴⁶による不審者情報の配信等により、子どもの安全確保に努めていますが、社会全体として子どもの安全確保に向けた気運を高めるため、さらなる登録の促進が必要です。
- ・声かけ、つきまとい事案に対しては、行為者を早期に特定し、検挙または指導・警告措置を講じることで、さらなる被害の未然防止を必要とします。

◇施策の方向性

- ・学校や通学路における安全を確保するための指針を参考にし、通学路等の安全点検や防犯灯・防犯カメラの設置を促進する等、防犯環境の整備を進めることで、子どもが犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- ・子どもの見守りについて、家庭・学校・地域を挙げて取り組む気運を醸成します。特に、PTA等を通じて一般保護者を中心に「みこびー安全メール」の登録を促進するとともに、県警HPや各警察署による広報により、地域住民への情報提供をタイムリーに行い、自主防犯意識を高めます。
- ・行為者を早期に特定し、検挙または指導・警告等の措置を図ることで、被害の拡大を防ぐと共に、被害者や地域住民の不安を取り除き、安全な地域づくりに努めます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
73	○学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針	74	○子ども、女性の安全対策の推進
74	○通学路における防犯対策		

46 【みこびー安全メール】 声かけやつきまといなどの子どもに対する犯罪の前兆事案や強盗などの凶悪事件、特殊詐欺事件などの発生情報について島根県警察が配信しているメール

施策② 有害環境の浄化対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 有害環境浄化に向けた地域住民の意識の醸成
- 違法営業の取り締り等
- 未成年者に飲酒・喫煙をさせないための取組

◇施策の目的

- 地域社会全体で、子どもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力する気運を高めます。
- 風俗営業者等も地域社会の一員として、青少年の健全育成に貢献するための取組が進められるように啓発します。

◇現状と課題

- ・「島根県青少年の健全な育成に関する条例」⁴⁷に基づく立入調査を通じ、条例の趣旨が事業者に浸透するための必要な助言指導を行う必要があると共に、青少年自身の規範意識の醸成や地域全体の有害環境浄化に向けた機運を高める取り組みが必要です。
- ・少年指導委員と行う風俗営業店への立入りを始め、条例に基づく関係機関等との立入調査、PTA やボランティア等とのパトロール等を通じて積極的に店舗等に立ち寄り、有害環境の有無をチェックすると共に、健全育成への協力を継続して要請していく必要があります。
- ・酒類・たばこの販売業者・提供者に対しては、20 歳未満の者への販売・提供をしないよう、理解と協力を求めています。

◇施策の方向性

- ・立入調査を継続して実施すると共に、地域における青少年育成ボランティアと連携した取り組みを継続します。
- ・各営業者に対しては、子どもたちの福祉を害することなく遵法営業に努めるよう、更に利用者にもわかりやすい表示の掲出等、具体的指導に努めます。違反営業実態を認知した場合、事件化等、所要の対応を行います。
- ・子どもたちや保護者に対して、非行防止教室や各種広報啓発の機会を通じて、成人年齢が18歳に引き下げられても、飲酒・喫煙については20歳まで認められないことを徹底指導する必要があります。また、違反を認知した場合、早急に行政指導や処分、事件化等、所要の対応を行います。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
74	○有害環境浄化に向けた地域住民の意識の醸成 ○健全な環境確保に向けた事業者への啓発	74	○たばこ対策（再掲）

⁴⁷【島根県青少年の健全な育成に関する条例】 少年を取り巻く環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とした条例

施策③ インターネット等をめぐる問題対策の推進

〈 目的を達成するための主要施策 〉

- 子どもに対するインターネットの適切な利用に関する啓発
- 地域社会全体への意識啓発
- 家庭におけるインターネットリテラシーの促進

◇施策の目的

- インターネット空間の中において、子どもが情報を的確に選択し、適切に取り扱うことのできる能力の育成をめざします。
- 違法有害な情報から子どもを守る為の取組を保護者や地域が連携して行うよう呼びかけていきます。

◇現状と課題

- SNS 等に起因する子どもの犯罪被害等が多く発生していることから、学校における情報モラル教室開催の際には、不適切な利用によって犯罪の被害やトラブルを招いた実例や、スマートフォン等を利用する際のルールとマナーについて説明した上で、正しく安全な利用についての理解を深める必要があります。
- SNS 等に起因する子どもの被害実態等について、保護者の認識が十分とは言えません。保護者への啓発を図ると共に、ルールづくりやフィルタリング、子どものインターネット利用管理等、ペアレンタルコントロールが重要です。PTA 活動やチラシ配布など、家庭だけでなく、地域全体で啓発する必要があります。

◇施策の方向性

- SNS 等に起因する自撮りや性被害、ゲーム依存や課金、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット空間における子どもたちの実態に着目し、具体的事例を交えるとともに、ルールやマナー、思いやりや命の尊さ等、自ら考え自らを守る力を育みます。
- 保護者に対して、SNS に起因する子どもの犯罪被害や子ども自身が加害者にもなっている実情について訴えることで、ネットトラブルから子どもを守る意識を高めます。PTA と連携したネットモラル教室の実施、街頭キャンペーンやHP 広告などあらゆる機会を通じ、地域に根ざした広報啓発に取り組みます。

◇目的を達成するための主要事業

資料編 ページ	事業名	資料編 ページ	事業名
74	○子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育（再掲） ○地域社会全体への意識啓発	74	○家庭におけるインターネットリテラシー教育、ペアレンタルコントロールの促進（再掲）

第5章 計画の実現に向けて

1 島根の青少年施策の推進

(1) 県民一体となった推進

- 青少年育成活動が、継続性のある県民運動として地域に根ざした取組となるよう、総合的に健全育成活動を展開している「青少年育成島根県民会議」やPTA団体等の諸活動が効果的に行われるよう働きかけていきます。
- このため、「青少年育成島根県民会議」等の活性化や地域との協働が進むよう、県民運動の在り方の抜本的見直しを進め、効果的かつ継続的な支援に努めます。また、NPO、その他の民間団体やグループ、県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに社会全体で青少年支援を進めます。
- また、青少年支援の推進において、大きな役割を担うPTA団体、関係のNPO、商工関係団体等への情報提供に努めます。

(2) 全庁的な推進

- 知事部局、教育委員会、警察本部と一層の連携を図り、部局及び本庁・地方機関の枠を越えた情報の共有や施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的に少子化対策、子ども・子育て支援、青少年育成支援対策、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援に関する施策の推進を図ります。

(3) 国・市町村との連携

- 国及び市町村と密接な情報交換を行い、連携及び協働を図るとともに、国・県・市町村の間で適切な役割分担を行いながら、少子化対策、子ども・子育て支援、青少年育成支援対策、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援を総合的、計画的に推進していきます。

2 指標と進行管理

(1) 計画の点検・評価・見直し

- 計画策定後は、各事業の実施状況及び計画全体を点検・評価の上、島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会等へ報告し、その意見等を改善に活かします。
- 社会情勢の変化や計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 指標の設定と進捗状況

- 本計画は、1つの施策に対して該当する事業が多岐にわたります。そのため、基本施策ごとの指標（数値目標）は設定せずに、各事業における指標を設定（数値設定が可能な事業に限ります）し、令和4年度から5年間にわたり、本計画に基づく青少年施策の推進状況を明らかにします。

3 青少年育成に関連する本県プラン・指針等の紹介（抜粋、R4.3月末時点）

(1) 県の全体計画

島根創生計画	青少年の健全育成等の記述などがあります。
--------	----------------------

(2) 各部署の計画

①政策企画局

島根県男女共同参画計画	女性活躍推進課	男女共同参画や仕事と子育ての両立支援等の記述があります。
-------------	---------	------------------------------

②環境生活部

島根県人権施策推進基本方針〔第二次改定〕	人権同和对策課	子どもの人権、人権教育等の記述があります。
島根県文化振興指針	文化国際課	文化を担う人材育成、文化活動支援等の記述があります。

③健康福祉部

島根県子どものセーフティネット推進計画	地域福祉課	子どもの貧困対策についての記述があります。
島根県保健医療計画	医療政策課	子どもの健康づくり、地域全体で子どもを育む活動等の記述があります。
島根県たばこ対策指針	健康推進課	20歳未満の者の喫煙防止対策等の記述があります。
島根県食育推進計画		食育の推進等の記述があります。
島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画	高齢者福祉課	高齢者の介護に関心を持ってもらうための児童への啓発等の記述があります。
島根県社会的養育体制推進計画	青少年家庭課	家庭で生活することが難しい子どもへの支援等の記述があります。
島根県DV対策基本計画		若年層における交際相手からの暴力（デートDV）対策等の記述があります。
しまねっすくすくプラン	子ども・子育て支援課 青少年家庭課	子育て環境の整備等、次世代育成支援全般にわたる記述があります。
島根県障がい者基本計画	障がい福祉課	障がいのある子どもの教育環境や相談体制の整備等の記述があります。

④教育庁

しまね教育魅力化ビジョン	総務課	教育全般にわたる記述があります。
学力育成推進プラン	教育指導課	子どもの学力育成についての記述があります。
島根県子ども読書活動推進計画	社会教育課	子どもの読書活動の推進についての記述があります。
学校保健計画策定の手引～しまねっすくすくプラン～	保健体育課	学校保健計画の策定や見直し等についての記述があります。
しまね特別支援教育魅力化ビジョン	特別支援教育課	本県における特別支援教育を充実させるためのビジョン（未来像）についての記述があります。

⑤警察本部

犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画 （犯罪に強い社会実現のための島根県民会議）		子どもの安全確保や青少年の健全育成、社会参加等の記述があります。
---	--	----------------------------------

資料編

◇目的を達成するための主要事業

基本理念Ⅰ すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

基本施策1 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成【自己形成】

施策Ⅰ 1① 心身の健全な成長の促進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
子どもの健康づくり 事業	県 保健体育課	事業概要	学校における健康教育を推進するため、養護教諭、保健主事を対象とした研修を行い教員の資質向上を図ります。また望ましい生活習慣確立や心と性の健康相談に関して対応するため、専門家・専門医の派遣を行います。	
		事業目標項目	睡眠時間が6時間未満の生徒の割合	
		目標値(年度)	4.0 (R6)	現状値(年度)
食育推進事業	県 保健体育課	事業概要	食育の推進により食に関する知識や食を選択する力を身に付けさせ、一人一人が心身ともに健康で生き生き生活できる力の育成を図ります。そのために、教職員の指導力向上、食育副教材の作成と活用食に関する指導、給食管理についての研修を行います。	
		事業目標項目	朝食を毎日とる児童の割合	
		目標値(年度)	100.0 (R6)	現状値(年度)
食育推進基盤整備事業	県 健康推進課	事業概要	若い世代を対象にした食育講座の実施や食育サイト、スーパー等を活用した啓発活動等、食に関する体験の場づくりや食の情報発信を関係団体の連携・協力により実施します。	
		事業目標項目	関係機関等における食育体験活動の回数	
		目標値(年度)	15,500 (R6)	現状値(年度)
子どもの体力向上支援 事業	県 保健体育課	事業概要	保育所、幼稚園及び小学校が連携して取り組める運動好きな子どもを育てるためのプログラムや、県レクリエーション協会と連携して子どもに親しみやすい運動プログラムを提供します。また、未就学児の体力向上を図るために、幼児期の指導者講習会や幼稚園等へ専門指導者を派遣するとともに、小・中・高等学校の教員の体育授業力の向上を図るために、外部講師による研修等を行います。	
		事業目標項目	親世代との体力比較(昭和61年を100とした場合)	
		目標値(年度)	97.0 (R6)	現状値(年度)
地域のエイズ対策に 係る普及啓発活動事業	県 感染症 対策室	事業概要	エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行います。また、若年層や中高生に対し、普及・啓発活動を行っていきます。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
若年層への結婚・妊娠・ 出産等に関する啓発	県 子ども・子 育て支援課	事業概要	若いうちから結婚や妊娠、出産、子育てに関する関心を高め、正しい知識を持ってもらうため、また、広く県民にも関心をもってもらうための啓発を行います。(生の楽習講座、ライフプラン設定講座)	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
たばこ対策	県 健康推進課	事業概要	将来を担う子どもたちに最初の1本を吸わせない取組をすすめるため、関係機関と連携し、喫煙による健康への影響についてさらなる普及啓発を行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
薬物乱用防止啓発事業	県 薬事衛生課	事業概要	薬物乱用の違法性と心身へ与える悪影響について啓発するため、小中高校生向けに薬物乱用防止教室の開催、啓発用ポスターの募集、チラシの配布等を行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)

事業名	実施主体 担当課	事業概要など	事業名		
自死総合対策事業	県 障がい 福祉課	事業概要	心の健康問題に対する取組に加え、多重債務や失業などの社会的要因に対する取組や自死者の遺族への支援も含めた総合的な取組を各分野の関係機関や団体と連携して進めます。		
		事業目標項目	自殺死亡率（人口10万対）		
		目標値（年度）	13.8（R6）	現状値（年度）	数値未公表（R2 国）

施策 I 1② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

事業名	実施主体 担当課	事業概要など	事業名		
幼児教育総合推進事業	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。		
		事業目標項目	保育者としての資質・能力が身に付いていると答えた保育者の割合【当該年度10月時点】		
		目標値（年度）	69.0%（R6）	現状値（年度）	59.1%（R3）
学校安全確保推進事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	災害安全・生活安全・交通安全の3つの領域について、安全教育の推進及び安全管理に必要な知識の習得を図ります。		
		事業目標項目	情報モラル教育を実施した学校の割合		
		目標値（年度）	100%	現状値（年度）	94.3%（R2）
子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育	警察 少年女性 対策課	事業概要	小学校、中学校、高等学校においてネットモラル教室を開催し、不適切な利用によって、犯罪の被害を招いた事例及びスマートフォン等の利用時のルールとマナーについて説明し、正しい利用についての理解を深めます。		
		事業目標項目	子どもの規範意識・自主防犯能力の向上		
		目標値（年度）	実施率100%	現状値（年度）	小～高校実施率 73.0%（R3） 88.7%（R2）
家庭におけるインターネットリテラシー教育、ペアレンタルコントロールの促進	警察 少年女性 対策課	事業概要	PTA、地域の会合や広報啓発資料等を通じ、保護者に対して、フィルタリングや家庭におけるルールづくり、子どものスマートフォン等の利用状況の管理等必要性を意識づけさせます。		
		事業目標項目	保護者への意識啓発		
		目標値（年度）	—	現状値（年度）	—
外国青年招致事業	県・市町村 文化国際課	事業概要	語学指導等を行う外国青年を招致し外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流を推進します。また、国際交流員を招致し、その活動を通じて広い世代における国際的な相互理解を深めます。		
		事業目標項目	① 国際交流員の学校訪問・講師派遣件数（年間・一人当たり平均） ② 外国語での情報発信回数		
		目標値（年度）	①12件 ②50回	現状値（年度）	①6件 ②15回
次世代人材育成のための青年派遣・交流事業	県・しまね 国際センター 文化国際課	事業概要	本県と友好提携している北東アジア地域の自治体等と共同で実施する青年交流事業や島根県青年の海外派遣支援事業により、各地域の相互理解と友好交流を図り、北東アジアの新しいネットワーク作りを行うことにより、同地域の将来を担う人材を育成します。		
		事業目標項目	島根県が関わる青年交流事業の参加人数		
		目標値（年度）	20人	現状値（年度）	0人
人権教育推進事業	県 人権同和 教育課	事業概要	人権についての理解と認識を深め、子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりや地域ぐるみの人権教育の推進を図ります。		
		事業目標項目	社会教育と学校教育の連携		
		目標値（年度）	研修回数+5	現状値（年度）	50（R3）
人権啓発事業	県 人権同和 対策課 （人権啓発推 進センター）	事業概要	県民の人権問題への意識を高め理解を深めるために、子どもから大人まで誰でも気軽に参加できるイベントや、同和問題の一日も早い解決と差別のない明るい住みよい社会を築くために講演会を開催します。		
		事業目標項目	人権啓発推進センターの年間利用者数【当該年度4月～3月】		
		目標値（年度）	5,010人	現状値（年度）	3,677人

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
人権研修事業	県 人権司和 対策課 (人権啓発推 進センター)	事業概要	県、市町村の行政職員等に対する人権・同和問題研修を行います。	
		事業目標項目	人権研修への参加者数【当該年度4月～3月】	
		目標値(年度)	18,000人	現状値(年度)
人権啓発指導者養成 事業	県 人権司和 対策課 (人権啓発推 進センター)	事業概要	市町村の人権教育・啓発の推進と充実を図るために、地域の社会人権教育・啓発の中核となる指導者養成や公民館職員等の指導力の向上を図ります。	
		事業目標項目	人権教育地域中核指導者数【当該年度3月時点】	
		目標値(年度)	261人	現状値(年度)
地域における男女共同 参画推進啓発事業	県 女性活躍 推進課	事業概要	地域における様々な活動に女性が参画していけるよう、男女共同参画サポーターや市町村、教育機関等と連携して、地域、若者を対象とした啓発、理解促進の取組を行います。	
		事業目標項目	固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合	
		目標値(年度)	88.0% (R8)	現状値(年度)
女性相談事業	県 青少年 家庭課	事業概要	日常生活を営む上で、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性に対し、問題解決のための助言や情報提供、支援機関へのつなぎを行います。	
		事業目標項目	予防教育を実施している学校の割合	
		目標値(年度)	80.0% (R7)	現状値(年度)

施策 I 1③ 多様な活動機会の提供

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
教育魅力化人づくり 推進事業キャリア教育 普及・定着	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来の夢や目標を持ち、自ら考え適切な進路を選び、発達の段階に応じて働くことへの意欲を高め、社会人・職業人として自立できるようにキャリア教育を推進します。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
結集！しまねの子育て 協働プロジェクト事業	市町村 社会教育課	事業概要	幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校支援、放課後子ども教室等、地域未来塾による学習支援等、家庭教育支援などの学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地域総力かりで子どもを育て体制づくりを図ります。	
		事業目標項目	① 本事業に参画する地域住民数(延べ数) ② 地域学校協働本部を設置している公立中学校区数の割合	
		目標値(年度)	①70000人 ②100%	現状値(年度)
障がい者芸術文化活動 支援事業	県 障がい福祉課	事業概要	島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心として、相談支援、発表等の機会の創出、人材育成など障がい者の芸術文化活動の促進に取り組みます。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
文化芸術次世代育成 支援事業	島根県文化団 体連合会 文化国際課	事業概要	文化芸術に触れる機会の充実や将来の担い手の育成を目的として、県内の文化芸術団体が、学校・公民館等で児童・生徒等へのワークショップ(実技指導・鑑賞指導等)を行い、その成果発表としての公演等を行う活動を支援します。	
		事業目標項目	県民文化祭参加者数	
		目標値(年度)	34,000人	現状値(年度)
青少年の家事業	県 社会教育課	事業概要	小・中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。	
		事業目標項目	利用者数	
		目標値(年度)	年間48,000人	現状値(年度)

事業名	実施主体 担当課	事業概要など			
少年自然の家事業	県 社会教育課	事業概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市・浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。		
		事業目標項目	利用者数		
		目標値（年度）	年間24,000人	現状値（年度）	11,233人（R2）
子ども読書活動推進事業	県 社会教育課 教育指導課 裾野教育課	事業概要	学校図書館の充実と活性化を図り、図書館を活用した教育を推進するとともに、読み聞かせや親子読書の普及によって読書習慣の確立を図ることで、学校、家庭、地域における子どもの読書活動を推進します。		
		事業目標項目	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率		
		目標値（年度）	100%（R5）	現状値（年度）	84%（R2）
図書館事業	県 社会教育課	事業概要	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめ始めとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。		
		事業目標項目	① 県立図書館のレファレンス年間受付件数 ② 読書普及指導員の派遣件数		
		目標値（年度）	①10,000件 ②35件	現状値（年度）	①5,959件 ②36件（R2）

施策 I 1④ 確かな学力の育成

事業名	実施主体 担当課	事業概要など			
学力育成推進事業	教育指導課	事業概要	しまね教育魅力化ビジョンに掲げる「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」を育てることを目標に、学力の育成につながる各種事業を実施します。		
		事業目標項目	授業で学んだことを他の学習に活かしていると回答した中2生の割合		
		目標値（年度）	76%	現状値（年度）	69.3%（R3 県）
学校司書等による 学びのサポーター事業	教育指導課	事業概要	主体的・対話的で深い学びの実現のため、県内の公立小・中学校の学校図書館活用教育を推進するとともに、学校図書館を拠点として児童生徒一人一人の学びに寄り添う役割を担う学校司書等を配置する市町村を支援します。		
		事業目標項目	-		
		目標値（年度）	-	現状値（年度）	-
教育魅力化人づくり 推進事業	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	島根県の子どもたち一人一人に「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が目標を共有し、協働を図りながら、高校魅力化コンソーシアムを活用しながら各学校が教育課程の編成や改善を行い、よりよい教育を推進する体制を強化します。		
		事業目標項目	高校魅力化アンケートの項目「地域社会の魅力や課題について、自主的にテーマを設定し、フィールドワーク等を行いながら調べ、考える学習活動に対して、熱心に取り組んでいる」		
		目標値（年度）	64.7%（R6）	現状値（年度）	56.3%（R3）

基本施策 2 社会にはばたくための力の育成【社会参画】

施策 I 2① 地域社会への参画と人材育成

事業名	実施主体 担当課	事業概要など			
ふるさと教育推進事業	県 教育指導課 社会教育課	事業概要	ふるさとに残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを更に高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく「ふるさと教育」を地域と学校で推進します。		
		事業目標項目	①市町村の推進計画に基づき「ふるさと教育」を実施する市町村立小・中・義務教育学校の割合 ②『島根県学力調査（中学2年生）』『地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある』生徒の割合		
		目標値（年度）	①100% ②44%（R6）	現状値（年度）	①100% ②41.2%

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 教育魅力化人づくり 推進事業キャリア教育 普及・定着	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来の夢や目標を持ち、自ら考え適切な進路を選び、発達の段階に応じて働くことへの意欲を高め、社会人・職業人として自立できるようにキャリア教育を推進します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
つながりづくり「ふるさと活動」実践事業	市町村 社会教育課	事業概要	子どもたちが地域住民に支えられて進める「ふるさと活動」を充実させながら、将来的なリーダー人材を育成するとともに、大学生等が「ふるさと活動」を通して地域とつながり続ける動きの定着を図ります。	
		事業目標項目	大学生・若者等とつながりながら「ふるさと活動」に取り組む団体数	
		目標値（年度）	11団体（R6）	現状値（年度）

施策 I 2② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 教育魅力化人づくり 推進事業キャリア教育 普及・定着	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来の夢や目標を持ち、自ら考え適切な進路を選び、発達の段階に応じて働くことへの意欲を高め、社会人・職業人として自立できるようにキャリア教育を推進します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
学校における 消費者教育の推進 事業	県 環境生活 総務課	事業概要	民法の成年年齢引下げに向けて、若年者の消費者被害の防止・救済のため、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のために、教材を配布し、実務経験者を学校に派遣します。	
		事業目標項目	外部人材を活用した授業実践数	
		目標値（年度）	20回	現状値（年度）
消費者教育実践研究 事業	県 環境生活 総務課	事業概要	学校における消費者教育関係団体が実施する授業や教材の研究の支援やその授業実践例等を広く紹介することにより、消費者教育の質向上を図ります。	
		事業目標項目	学校における消費者教育の実践研究数	
		目標値（年度）	5団体	現状値（年度）
消費者啓発推進事業	県 環境生活 総務課	事業概要	子ども・若者が消費者トラブルに巻き込まれないための情報発信や、消費生活相談窓口の周知を行います。	
		事業目標項目	消費生活相談窓口の認知度	
		目標値（年度）	100%	現状値（年度）
大学生等を対象とした インターンシップ事業	ジョブカフェ しまね 雇用政策課	事業概要	県外に進学している大学生等が県内に戻って参加するインターンシップや就職活動の際の交通費や宿泊費の一部を助成します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
大学生等のIT技能 習得促進事業	島根県中小 企業団体 中央会 雇用政策課	事業概要	大学生等がIT技術の習得を目的としたインターンシップに参加する際の交通費や宿泊費の一部を助成します。また、インターンシップ期間中は技能習得支援金を支給します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
学卒者等の職業訓練 事業	県 雇用政策課	事業概要	就職に必要な技術、専門知識や資格を習得できるよう、東部、西部の高等技術校において、若年者を主な対象とした職業訓練を実施します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

施策Ⅰ 2③ 職業的自立に向けた就労支援

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 大学生等を対象とした インターンシップ事業	ジョブカフェ しまね 雇用政策課	事業概要	県外に進学している大学生等が県内に戻って参加するインターンシップや就職活動の際の交通費や宿泊費の一部を助成します。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
大学生等の県内就職 促進事業	県・ ジョブカフェ しまね 雇用政策課	事業概要	島根県内への就職を促進するためのイベントを開催します。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
女性就職相談窓口 (レディース仕事セン ター)	県 女性活躍 推進課	事業概要	就労を希望する女性を対象とした就職相談窓口を設置し、各人の希望、適性、スキル等に応じた就労支援をワンストップで行うことにより、女性の就職やキャリアアップを支援します。	
		事業目標項目	女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数	
		目標値(年度)	265人(R6)	現状値(年度)
島根県中小企業制度 融資 創業者支援資金	中小企業課	事業概要	創業計画段階から開業後5年未満で県内に事業所を有し、融資対象業種を営む事業者が創業のために必要とする資金について、低利・長期の融資を県が金融機関等の協力を得て行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)

基本理念Ⅱ 困難を抱える青少年とその家族への支援

基本施策3 青少年の状況に応じた個別の支援【自立支援】

施策Ⅱ 3① 不登校・中途退学対応の充実

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
悩みの相談事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。	
		事業目標項目	スクールカウンセラーの総相談件数	
		目標値(年度)	13,400件(R6)	現状値(年度)
生徒指導体制充実強化 事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	アンケートQUなどにより、いじめの早期発見や適切な初期対応を進める事業や、解決が困難な場合に客観的・専門的な立場から支援するいじめ等対応アドバイザーの配置などにより、生徒指導体制の充実を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
不登校対策推進事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	学校復帰や社会的自立を促進するため、市町村が運営する教育支援センター等への支援を通じ、閉じこもりがちな児童生徒への学習支援や体験活動の場の提供を推進します。 また、連絡調整員を県内に配置して、中学校等卒業後、進学先や就職先を未定とした者、高等学校等においては中途退学した後で、進路を未定とした者についての状況把握、及び社会的自立に向けての連絡調整を行います。	
		事業目標項目	公立小・中・高校の不登校児童生徒のうち、学校内外で専門的な支援を受けている児童生徒の割合	
		目標値(年度)	71.5%(R6)	現状値(年度)

施策II 3② ニート・ひきこもり支援の充実

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
若年無業者の 職業的自立支援事業	県 しまね 若者サポ ートステ ーション 雇用政策課	事業概要	「しまね若者サポートステーション」を設置（松江市、浜田市）し、若年無業者（15～49歳）の職業的自立に向け、職業相談から就労、フォローアップまで一貫して支援します。 また、県内企業等での就職に向けて、長期、短期の就労体験の機会を提供します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
ひきこもり支援 センター事業	県 障がい福祉課	事業概要	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談に応じるとともに、市町村等関係機関への技術支援や研修会の開催、広報、啓発活動に取り組みます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

施策II 3③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
子どもの規範意識の 向上	警察 少年女性 対策課	事業概要	県内の小学校・中学校・高等学校において非行防止教室等を開催するほか、地域の公共の場所などの清掃奉仕等、社会参加活動により、規範意識や社会性を高めます。併せて命の尊さに気づき、自他への思いやりの心を育み、進んで相談、解決しようとする意識を醸成します。	
		事業目標項目	子どもの規範意識の向上	
		目標値（年度）	実施率 100%	現状値（年度）
子どもからのSOSの 早期対応活動	警察 少年女性 対策課	事業概要	健全育成ボランティア等と連携した街頭補導の効果的な推進や「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」、警察署において受理した少年相談への適切な措置により、非行少年や不良行為少年等の早期発見に努めます。	
		事業目標項目	立ち直り支援の実施	
		目標値（年度）	補導数の抑止（前年比）	現状値（年度）
非行少年に対する 迅速・的確な捜査・ 調査の推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	非行少年に対しては、健全育成を念頭におき、その特性や家庭環境等個別の事情を踏まえ、迅速かつ的確な事件捜査・調査により、真に反省を促す指導を行います。	
		事業目標項目	立ち直り支援の実施	
		目標値（年度）	補導数の抑止（前年比）	現状値（年度）
非行少年等に対する 立ち直り支援の推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	非行やその他の問題を抱える子どもに対して、健全育成ボランティアや「子ども・若者支援センター」と連携し、就労支援、学習支援などにより、立ち直りに向けた支援を行います。	
		事業目標項目	立ち直り支援の実施	
		目標値（年度）	再犯率の抑止（前年比）	現状値（年度）

施策II 3④ 障がい等のある青少年支援の充実

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
しまね特別支援教育 魅力化ビジョン	県・市町村 特別支援 教育課	事業概要	インクルーシブ教育システムの構築をめざして、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを目指しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていきます。そして、地域と共に障がいの有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けて取り組んでいきます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
長期療養児支援事業	県 健康推進課	事業概要	長期にわたり療養を必要とする児童に対し、家庭看護、食事、歯科保健等に関する助言を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校保育所等との連絡調整、その他日常生活に関する相談・指導を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
発達障がい者支援体制整備事業	県 障がい福祉課	事業概要	早期発見から保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供までライフステージを通じた支援が行えるように、発達障害者支援センターを核とし、市町村を中心とした地域支援体制の強化を推進します。	
		事業目標項目	発達障害者支援センターでの相談支援人数	
		目標値（年度）	1,286人（R6）	現状値（年度）
【再掲】 障がい者芸術文化活動支援事業	県 障がい福祉課	事業概要	島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心として、相談支援、発表等の機会の創出、人材育成など障がい者の芸術文化活動の促進に取り組みます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
障がい者就労移行推進事業	国・県 障がい福祉課	事業概要	各障害者保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターを中心として、ハローワーク等関係機関と連携して職場実習の促進、障がい者雇用の促進に取り組みます。	
		事業目標項目	福祉施設からの一般就労者数	
		目標値（年度）	157人（R6）	現状値（年度）
障がい者就労支援事業所工賃向上事業	県 障がい福祉課	事業概要	島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画に基づき、就労継続支援B型事業所の工賃向上を図ります。	
		事業目標項目	平均工賃月額	
		目標値（年度）	21,947円（R6）	現状値（年度）
障がい者の雇用促進・安定事業	県 雇用政策課	事業概要	障がい者の就労を支援するために必要な職業訓練を実施するとともに、訓練の受講が困難な人に対して訓練手当を支給します。また、障がい者雇用についての理解を深めるための広報活動やフォーラム等を開催実施します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
育成医療	市町村 健康推進課	事業概要	身体に障がいのある児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、早期に治療を行うことにより、その除去ないし軽減を図り、生活能力を得させるため、医療を必要とする児童に対して育成医療の給付を公費により行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
障がい児療養支援（貸付・助成）事業（交通費等助成）	島根県心身障がい者親の会連合会 健康推進課	事業概要	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担を軽減するため、交通費の助成を行い、もって療養環境の整備を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
障がい児療養支援（貸付・助成）事業（滞在資金貸付）	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 健康推進課	事業概要	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担を軽減するため、滞在資金の貸付を行い、もって療養環境の整備を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
小児慢性特定疾患 医療費助成事業	県 健康推進課	事業概要	治療が長期となり、医療費の負担が高額となる小児慢性特定疾患の患者を対象に、医療費の助成を公費により行い負担を軽減します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
指定難病の患者に 対する医療費助成事業	県 健康推進課	事業概要	治療が長期となり、医療費の負担が高額となる指定難病の患者を対象に、医療費の助成を公費により行い負担を軽減します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
がん患者等に対する 妊孕性温存療法支援 事業	県 健康推進課	事業概要	がん治療等により妊娠するための機能や能力が損なわれる可能性のある患者に対し、卵子や精子等を採取・凍結保存する妊孕性温存療法に係る費用助成を実施し、患者の経済的負担の軽減を図るとともに、患者が希望をもって病気と闘い、将来子どもを授かることへの希望をつなぎます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
医療的ケア児支援体制 整備事業	県 障がい福祉課	事業概要	人工呼吸器による呼吸管理・喀痰吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童が地域で安心して暮らしていけるよう、支援体制の整備に取り組みます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

施策II 3⑤ 子どもの貧困対策の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 悩みの相談事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。	
		事業目標項目	スクールカウンセラーの縦相談件数	
		目標値（年度）	13,400件（R6）	現状値（年度）
学校・福祉連携モデル 事業	県・市町村（委 託） 人権同和 教育課	事業概要	学校と福祉の連携による成果を検証するとともに、更に連携を進めていく上での課題を抽出し、活用のための具体策を実証するための研究を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 結集！しまねの子育て 協働プロジェクト事業	市町村 社会教育課	事業概要	幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校支援、放課後子ども教室等、地域未来塾による学習支援等、家庭教育支援などの学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地域総力がかりで子どもを育てる体制づくりを図ります。	
		事業目標項目	① 本事業に参画する地域住民数（延べ数） ② 地域学校協働本部を設置している公立中学校区数の割合	
		目標値（年度）	①70,000人 ②100%	現状値（年度）
家庭教育支援体制整備 事業	県 社会教育課	事業概要	家庭・学校・地域社会が一体となって、「地域の子どもの地域で育てる」機運の醸成を図るとともに、子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々のふれあいや交流機会の充実を図り、家庭教育の支援体制を構築します。	
		事業目標項目	PTA合同研修の参加者数	
		目標値（年度）	130人	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
SNSによる支援体制構築事業	県 地域福祉課	事業概要	貧困世帯等の子どもと保護者の孤立化を防ぐため、SNSを活用し、支援制度の周知や相談支援制度へのつなぎを行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
生活保護世帯に対する金銭給付	市町村 福祉事務所 地域福祉課	事業概要	生活保護世帯に対して、課外のクラブ活動に要する費用として、学習支援費を支給します。また、ひとり親世帯に対しては、母子加算を支給します。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
ひとり親家庭への経済的支援	県・市町村 青少年家庭課	事業概要	所得の低いひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを通じ、修学や対能習得等に関する経済的支援を行うとともに、児童扶養手当の支給を行う市町村への支援を行います。	
		事業目標項目	母子父子寡婦福祉資金貸付金の現年度分償還率	
		目標値(年度)	90.0%(R6)	現状値(年度)
ひとり親家庭への自立支援	県・市町村 青少年家庭課	事業概要	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就業相談や無料職業紹介を実施し、就業支援講習会・自立支援プログラム策定による就業支援を行うとともに、生活支援や学習支援を行います。また、市町村が実施する高等職業訓練促進事業に対する支援を行います。	
		事業目標項目	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合	
		目標値(年度)	80.0%(R6)	現状値(年度)
要保護児童生徒援助費	市町村 学校企画課	事業概要	経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費等を援助します。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
子どもの居場所創出等支援事業	県・市町村 地域福祉課	事業概要	貧困の状況にある子どもとその保護者を地域で支える仕組みづくりを推進するため、「子どもの居場所支援拠点」を設置し、子ども食堂等の開設・運営支援や県内のネットワーク形成などを行います。 子ども食堂を開設する際の費用、既設の子ども食堂において活動内容の拡充を行う取組にかかる費用を助成します。	
		事業目標項目	子ども食堂新規開設数	
		目標値(年度)	20カ所(R7)	現状値(年度)
学習支援事業 (子どもの居場所創出等支援事業)	市町村 (委託) 人権同和 教育課	事業概要	子どものセーフティネット充実の一環として、子どもの居場所における学習支援を進める市町村に対して、補助及び支援を行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
高等学校等就学支援金	県 総務課 学校企画課	事業概要	家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給します。	
		事業目標項目	私立高等学校等就学支援金の支給対象者に対する交付率【当該年度4月～3月】	
		目標値(年度)	100%	現状値(年度)
公立高等学校学び直し支援金	県 学校企画課	事業概要	高等学校等の中退者が公立高等学校に再入学して学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も就学支援金相当額を支給し、授業料に係る支援を行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
県立高等学校授業料減免	県 学校企画課	事業概要	単位制課程以外の高校に在学する者について、高等学校等就学支援金又は公立高等学校学び直し支援金の支給期間経過後も、授業料を減免し、授業料に係る支援を行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
県立高等学校 県単就学支援金	県 学校企画課	事業概要	単位制課程の高校に在学する者について、高等学校等就学支援金又は公立高等学校学 び直し支援金の支給期間経過後も、就学支援金相当額を支給し、授業料に係る支援を行 います。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
私立高等学校等 授業料減免事業	県 総務部 総務課	事業概要	生活に困窮している者の就学を援助するため、県内の私立中学・高等学校等に在籍す る生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人等に対し、補助金を交付します。	
		事業目標項目	授業料減免を実施している学校法人に対する交付率【当該年度4月～3月】	
		目標値(年度)	100%	現状値(年度)
私立高等学校等 学び直し等のための 就学支援金	県 総務部 総務課	事業概要	国の就学支援金制度の対象とならない、高等学校等を卒業し又は終了した者や高等学 校に在籍した期間が通算して36月を超える者等に対し、就学支援金相当額を支給し、 授業料に係る支援を行います。	
		事業目標項目	私立高等学校等就学支援金の支給対象者に対する交付率【当該年度4月～3月】	
		目標値(年度)	100%	現状値(年度)
高等教育機関授業料等 減免事業	県 総務部 総務課	事業概要	要件を満たす県立大学・公私立専修学校に在籍する住民税非課税世帯及びそれに準ず る世帯の学生の授業料等を減免するため、県立大学・各専修学校に対して、授業料等減 免相当額の補助金の交付等を行います。	
		事業目標項目	授業料減免を実施している県立大学・各専修学校に対する交付率 【当該年度4月～3月】	
		目標値(年度)	100%	現状値(年度)
高等学校等奨学の ための給付金	県 総務部 総務課 学校企画課	事業概要	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる市町村民税所得割が非課税 世帯の保護者に対して、返済不要の給付金を支給します。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)
島根県高等学校等 奨学事業	(公財) 島根県 育英会 学校企画課	事業概要	島根県内に生活の根拠を有する者の子で、高等学校等に在学する者で、学習意欲が旺 盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学資金(無利子)を貸与 します。	
		事業目標項目	適格者に対する貸与率	
		目標値(年度)	100%	現状値(年度)
子どものセーフティ ネット推進費	県 地或福祉課	事業概要	「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、有識者会議や市町村と県で 構成する会議を開催します。	
		事業目標項目	—	
		目標値(年度)	—	現状値(年度)

施策II 3⑥ ネットワークによる総合的支援の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
困難を有する子ども・ 若者支援事業(子ども・ 若者自立支援総合推進 事業)	市町村 青少年家庭課	事業概要	子ども・若者総合相談センター設置自治体が行う困難を有する子どもや若者に対する 支援のうち「居場所」「社会体験」「就労体験」について財政的な補助を行います。	
		事業目標項目	社会体験や就労体験への協力事業所数	
		目標値(年度)	110(R3)	現状値(年度)
【再掲】 困難を有する子ども・ 若者支援事業(協力事 業所コーディネーター 活動支援事業)	市町村 青少年家庭課	事業概要	「子ども・若者総合相談センター」にコーディネーターを配置して、子ども・若者へ の支援に理解のある協力事業者等を開拓するとともに支援のネットワークを構築する ことで、相談者個別の特性に応じた多様な支援に対応できる社会的基盤強化を行いま す。	
		事業目標項目	体験協力事業者数	
		目標値(年度)	25(R3)	現状値(年度)

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 困難を有する子ども・ 若者支援事業（県地域 協議会運営事業）	県 青少年家庭課	事業概要	地域協議会の開催により、関係機関の相互理解・連携強化を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
多文化共生推進事業	県・しまね 国際センター 文化国際課	事業概要	外国人住民と日本人住民が共に暮らしていくため、日本語学習の環境整備、相談体制の充実、必要な情報の多言語化や情報伝達など、生活全般や定住にかかわる支援を行い、外国人住民と日本人住民の相互理解を促進することで、多文化が共生する地域づくりを進めます。	
		事業目標項目	① 多文化共生イベント・セミナー参加者数 ② 訪問型日本語教室利用者数	
		目標値（年度）	①500人 ②130人	現状値（年度）
子ども支援実践講座	県 人権同和 教育課	事業概要	島根県教育センターの能力開発研修として、教職員の福祉に対する理解を促進し、実践力の向上を図るための研修を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

基本施策4 青少年の被害防止と保護活動の推進【保 護】

施策II 4① いじめ防止等の対策・暴力行為対策の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 悩みの相談事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。	
		事業目標項目	スクールカウンセラーの総相談件数	
		目標値（年度）	13,400件 (R6)	現状値（年度）
【再掲】 生徒指導体制充実強化 事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	アンケートQ1などにより、いじめの早期発見や適切な初期対応を進める事業や、解決が困難な場合に客観的・専門的な立場から支援するいじめ等対応アドバイザーの配置などにより、生徒指導体制の充実を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 子どもの規範意識の 向上	警察 少年女性 対策課	事業概要	県内の小学校・中学校・高等学校において非行防止教室等を開催するほか、地域の公共の場所などの清掃奉仕等、社会参加活動により、規範意識や社会性を高めます。併せて命の尊さに気づき、自他への思いやりの心を育み、進んで相談、解決しようとする意識を醸成します。	
		事業目標項目	子どもの規範意識の向上	
		目標値（年度）	実施率 100%	現状値（年度）
【再掲】 子どもからのSOSの 早期対応活動	警察 少年女性 対策課	事業概要	健全育成ボランティア等と連携した街頭補導の効果的な推進や「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」、警察署において受理した少年相談への適切な措置により、非行少年や不良行為少年等の早期発見に努めます。	
		事業目標項目	立ち直り支援の実施	
		目標値（年度）	補導数の抑止（前年比）	現状値（年度）
【再掲】 非行少年に対する 迅速・的確な捜査・ 調査の推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	非行少年に対しては、健全育成を念頭におき、その特性や家庭環境等個別の事情を踏まえ、迅速かつ的確な事件捜査・調査により、真に反省を促す指導を行います。	
		事業目標項目	立ち直り支援の実施	
		目標値（年度）	補導数の抑止（前年比）	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 非行少年等に対する 立ち直り支援の推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	非行やその他の問題を抱える子どもに対して、健全育成ボランティアや「子ども・若者支援センター」と連携し、就労支援、学習支援などにより、立ち直りに向けた支援を行います。	
		事業目標項目	立ち直り支援の実施	
		目標値（年度）	再犯率の抑止（前年比）	現状値（年度）
犯罪被害防止のための 教育の実施	警察 少年女性 対策課	事業概要	子どもの犯罪被害を防止するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、犯罪被害防止教室を開催します。 併せて『自分の身を守る』ための自主相談を促進します。	
		事業目標項目	子どもの自主防犯能力の体得	
		目標値（年度）	実施率 100%	現状値（年度）
被害を受けた子どもの 早期発見・保護活動の 推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	サイバーパトロール等を通じて、インターネット上の違法・有害情報を把握し、取り締りや指導・警告、情報の削除依頼を行うとともに、子どもがインターネットを利用して犯罪被害に遭わないように広報啓発を行います。	
		事業目標項目	被害を受けた子どもの早期発見と保護	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
被害を受けた子どもの 立ち直り支援活動の推 進	警察 少年女性 対策課	事業概要	子どもが受けた被害の状況など、個別の状況に配慮して、関係機関等と連携した保護を行うとともに、立ち直りに向けた支援を行います。	
		事業目標項目	再被害防止、立ち直りの推進	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 学校安全確保推進事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	災害安全・生活安全・交通安全の3つの領域について、安全教育の推進及び安全管理に必要な知識の習得を図ります。	
		事業目標項目	情報モラル教育を実施した学校の割合	
		目標値（年度）	100%	現状値（年度）

施策II 4② 犯罪被害防止と保護活動の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 悩みの相談事業	県 教育指導課 子ども安全 支援室	事業概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。	
		事業目標項目	スクールカウンセラーの総相談件数	
		目標値（年度）	13,400件（R6）	現状値（年度）
学校校区における地域 安全マップの作成	警察署 生活安全 企画課	事業概要	防犯ボランティア等と協働し、各地の小学校等において、児童生徒による「地域安全マップ」の作成を推奨し、児童生徒の防犯意識の向上を図るとともに通学路などにおける被害防止を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
犯罪被害者等総合相談 窓口	県 環境生活 総務課	事業概要	犯罪被害に遭った子ども・若者やその家族のために関係機関が連携して対応できるよう、犯罪被害者等総合窓口として支援を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 被害を受けた子どもの 早期発見・保護活動の 推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	サイバーパトロール等を通じて、インターネット上の違法・有害情報を把握し、取り締りや指導・警告、情報の削除依頼を行うとともに、子どもがインターネットを利用して犯罪被害に遭わないように広報啓発を行います。	
		事業目標項目	被害を受けた子どもの早期発見と保護	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 被害を受けた子どもの 立ち直り支援活動の推 進	警察 少年女性 対策課	事業概要	子どもが受けた被害の状況など、個別の状況に配慮して、関係機関等と連携した保護を行うとともに、立ち直りに向けた支援を行います。	
		事業目標項目	再被害防止、立ち直りの推進	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 犯罪被害防止のための 教育の実施	警察 少年女性 対策課	事業概要	子どもの犯罪被害を防止するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、犯罪被害防止教室を開催します。 併せて『自分の身を守る』ための自主相談を促進します。	
		事業目標項目	子どもの自主防犯能力の体得	
		目標値（年度）	実施率 100%	現状値（年度）

施策 II 4③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
子どもと家庭相談体制 整備事業	県 青少年家庭課	事業概要	児童虐待防止及び早期発見・通告の必要性等について、県民に対し啓発活動を行います。NPO 法人が運営する、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業を支援します。	
		事業目標項目	児童福祉関係市町村職員等専門研修の受講者数【当該年度 4 月～3 月】	
		目標値（年度）	100 人	現状値（年度）
子どもと家庭特定支援 事業	県 青少年家庭課	事業概要	虐待を受けている子どもの安全確保等のため、必要に応じて児童相談所や児童養護施設等で一時保護を行います。（児童相談所一時保護事業） 要保護児童等の早期発見や適切な保護等のため、児童相談所や市町村等の関係機関がネットワークを構築し連携して支援に取り組みます。（要保護児童対策地域協議会）	
		事業目標項目	ひきこもり等集団指導事業に参加した児童数【当該年度 4 月～3 月】	
		目標値（年度）	48 人	現状値（年度）
【再掲】 子どもと家庭相談体制 整備事業	県 青少年家庭課	事業概要	子ども自身や家族の悩みの電話相談を受け、電話相談員が助言や関係機関につなぐ等の支援を行います。（子どもと家庭電話相談） 法律上の問題やカウンセリング等専門的な対応を必要とする相談者のために、弁護士や精神科医を配置し支援します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
里親委託児童支援事業	県 青少年家庭課	事業概要	県民に対し、里親制度について広く周知を図るため広報啓発活動を行います。里親登録希望者や里親に対し、養育支援に必要な知識や養育技術の向上のための研修等を行います。 県の里親会等に委託し、新規里親開拓や委託児童等社会的養育児童のための取組を推進します。	
		事業目標項目	① 里親等委託率【当該年度 3 月時点】 ② 里親登録世帯数【当該年度 3 月時点】	
		目標値（年度）	①28.5% ②133 世帯	現状値（年度）
施設入所児童支援事業 （児童養護施設関係 事業）	県 青少年家庭課	事業概要	虐待等により家庭で養育が受けられない児童が、里親宅や児童養護施設等において、できる限り良好な家庭的環境で養育されるように、児童養護施設の小規模化に係る施設整備費、里親宅の設備整備費の一部を助成します。	
		事業目標項目	小規模化された施設の入所児童数	
		目標値（年度）	127 人 (R11)	現状値（年度）
社会的養育自立支援 事業	県 青少年家庭課	事業概要	児童養護施設に入所する児童等に対する相談支援や退所者同士の交流支援を行います。また、年齢到達により措置等が解除された後も、特に支援が必要な方には、引き続き里親家庭や施設等で生活を支援します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
児童養護施設退所者等 自立支援事業	島根県社会 福祉協議会 青少年家庭課	事業概要	児童養護施設の退所者等のうち、保護者からの経済的支援が見込めない進学者や就職者に、生活費や家賃相当額を無利子で貸付けます。また、就職に必要な資格取得を希望する方に、資格取得費を無利子で貸付けます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
児童養護施設等入所 児童自立支援事業	県 青少年家庭課	事業概要	児童養護施設等入所者等のうち、保護者からの経済的支援が見込めない方に、就職時に有用となる普通運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

基本理念Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

基本施策 5 家庭・学校・地域の連携の推進【連携】

施策Ⅲ 5① 子育て支援体制の整備

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
しまね子育て応援 パスポート事業 （こっころ事業）	県 子ども・子育て 支援課	事業概要	子育て家庭に交付される「しまね子育て応援パスポート Coccoolo（こっころ）」を象徴事業として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。	
		事業目標項目	こっころ事業協賛店舗数	
		目標値（年度）	2,500 店（R6）	現状値（年度）
世代間交流の促進	市町村・民間 子ども・子育て 支援課	事業概要	保育所入所児童等と高齢者の世代間交流や高齢者グループがスポーツや遊びを通じて子どもと交流する活動を促進します。（しまねすくすく子育て支援事業）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
民間の子育て支援活動 の促進	県 子ども・子育て 支援課	事業概要	少子化対策に資する民間団体等の取組の推進を図るとともに、団体間の交流を促進する他、情報は県を市町村と連携して支援します。（みんなで子育て応援隊育成事業）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
地域の子育て支援機能 の充実	市町村 子ども・子育て 支援課	事業概要	子育てに関する不安感や負担感の増大に対応するため、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。（地域子育て支援拠点事業、しまねすくすく子育て支援事業）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
子育てに関する 情報提供の充実	県 子ども・子育て 支援課	事業概要	子育て等に関する必要な情報が得られるよう、ポータルサイトや SNS を活用し、利用者目線で分かりやすく発信するとともに、市町村等と連携した情報提供の充実を図ります。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
地域の保育ニーズに 対応した 受入れ児童数の確保	市町村・民間 子ども・子育て 支援課	事業概要	市町村と連携し、地域の保育ニーズに対応した施設整備や保育士等の人材確保への支援を行い受入れ児童数の確保に取り組みます。（保育所等整備交付金、認定こども園整備事業、待機児童ゼロ化事業）	
		事業目標項目	待機児童数	
		目標値（年度）	0 人	現状値（年度）
認定こども園、幼稚園、 保育所等の運営支援	県・市町村 子ども・子育て 支援課	事業概要	認定こども園、幼稚園、保育所等へ運営に要する経費を助成します。 教育の質の向上を図る特色ある取組を実施する私立幼稚園に助成します。（私立振興費補助金交付事業） 定員 20 人で入所児童数が定員に満たない保育所に対する運営に要する経費を助成します。（小規模民間保育所運営対策事）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
教育・保育等に 従事する者の確保	県 子ども・子育て 支援課	事業概要	保育環境の充実を図るため、保育士の確保定着に向けた取組を推進します。（保育士養成施設新卒業者確保支援、保育士・保育所支援センター設置、保育士修学資金貸付、保育士修学資金（家賃）貸付（石見・隠岐地域等出身学生向け）、潜在保育士復帰支援、保育補助者雇上げ支援、認可外保育施設等保育士資格取得支援事業、保育士採用2～5年目研修）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
教育・保育等に 従事する者の質の向上	県 子ども・子育て 支援課	事業概要	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育、保育、地域の子育て支援の質の向上を図ります。（保育士等キャリアアップ研修、新規採用保育教諭・保育士研修、新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修、中堅教諭等資質向上研修、育児支援専門研修、子育て支援員研修、地域子育て支援センター担当者研修、ファミリー・サポート・センターアドバイザー研修、就学前人権・同和教育講座、幼保小連携講座、就学前の気になる子どもの理解と支援講座、子育て支援者スキルアップ講座、障がい児の預かり人材養成講座）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 幼児教育総合推進事業	県 教育指導課 地域教育推進 子ども・子育て 支援課	事業概要	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育、保育、地域の子育て支援の質の向上を図ります。（育児支援専門研修、子育て支援員研修、地域子育て支援センター担当者研修、ファミリー・サポート・センター担当者研修会、就学前人権・同和教育講座、幼保小連携講座、就学前の気になる子どもの理解と支援講座、子育て支援者スキルアップ講座、障がい児の預かり人材養成講座）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
多様なニーズに対応した 子育て支援サービスの充実	市町村 子ども・子育て 支援課	事業概要	子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、地域の子育て支援事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育ての不安の解消を図ります。（地域子ども・子育て支援事業） また、国基準を満たすことができない小規模な事業に対して経費を助成することによって、中山間地域等での子育て支援の充実を図ります。（しまなすくすく子育て支援事業）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
保育料の軽減	市町村 子ども・子育て 支援課	事業概要	保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、市町村が保育料を軽減するために必要な経費の一部を助成します。（第1子・第2子に係る保育料軽減事業、第3子以降保育料軽減事業）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
児童手当の給付	国 子ども・子育て 支援課	事業概要	中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
母子保健推進事業	県・市町村 健康推進課	事業概要	妊娠時から子育て期まで切れ目のない支援を行い、育児不安等を抱える保護者への支援を行います。また、母子保健サービスを提供する中で切れ目のない支援を行い、子どもの健康づくりを推進します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 母子保健推進事業	県・市町村 健康推進課	事業概要	全県や圏域ごとに母子保健に関わる関係者が参加する検討会議を開催し、子どもを取り巻く課題や取組方針の共有化を図っていきます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
乳幼児等医療費助成事業	市町村 健康推進課	事業概要	小学校就学前の乳幼児の入院・通院・薬局等に係る医療費、就学後20歳未満の児童等の慢性呼吸器疾患等 16 疾患群による入院に係る医療費を対象に公費負担助成を実施します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
未熟児養育医療	市町村 健康推進課	事業概要	未熟児は正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、その死亡率は極めて高率であり心身の障がいを残すことも多いため、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を公費により行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
療育の給付	県 健康推進課	事業概要	結核に罹患した児童に対し、医療費及び学習・療養生活に必要な物品の扶助を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
民生委員活動推進事業 （民生委員・児童委員 研修の推進）	県（委託） 地域福祉課	事業概要	民生委員・児童委員の資質の向上により、的確な相談対応をしていただくため、研修を実施します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
子どもの医療費助成事業	市町村 健康推進課	事業概要	小学生の入院・通院・薬局等に係る医療費を対象に公費負担助成を実施します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
産前・産後安心 サポート事業	市町村 健康推進課	事業概要	市町村における産前・産後の一時的な家事・育児援助や産後の専門的ケアの充実を支援します。	
		事業目標項目	① 訪問サポート事業実施市町村数 ② 産後ケア事業実施市町村数	
		目標値（年度）	①19（R6） ②19（R6）	現状値（年度）
【再掲】 幼児教育総合推進事業	県 教育指導課 地域教育推進室 子ども・子育て 支援課	事業概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図るとともに、幼児教育施設が子育て支援の中心となるよう、保育者の研修を実施します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
放課後児童健全育成の 推進	市町村・民間 子ども・子育て 支援課	事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室や児童館等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。（放課後児童健全育成事業、しまねすくすく子育て支援事業）	
		事業目標項目	放課後児童クラブ受入れ可能児童数	
		目標値（年度）	10,574 人（R6）	現状値（年度）
放課後児童の 育成支援の充実	県 子ども・子育て 支援課	事業概要	放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、その資格認定研修を実施します。また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、活動の質の向上を図ります。（放課後児童支援員認定資格研修、放課後子ども総合プラン研修）	
		事業目標項目	放課後児童クラブで勤務する職員のうち放課後児童支援員認定資格研修修了者数	
		目標値（年度）	1,650 人（R6）	現状値（年度）
地域医療を支える 医師確保養成対策事業	県 医療政策課	事業概要	小児科医師・産科医師を含む不足診療科の医師確保対策に取り組みます。	
		事業目標項目	病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） 【当該年度 10 月時点】	
		目標値（年度）	90%（R6）	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
看護職員確保対策事業	県 医療政策課	事業概要	不足している看護職員の確保及び看護職員の資質向上を図ります。	
		事業目標項目	県内病院看護職員の充足率【当該年度10月時点】	
		目標値(年度)	98%(R6)	現状値(年度)
仕事と家庭の両立支援 (しまね子育て応援 企業認定制度)	県 女性活躍 推進課	事業概要	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主や労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕彰等、社会的気運の醸成と高揚を図ります。	
		事業目標項目	こころカンパニー認定企業数	
		目標値(年度)	500社(R6)	現状値(年度)
イクメン・イクボス 推進	県 女性活躍 推進課	事業概要	父親の育児参加が進むよう、イクメンの養成のための取組を実施します。また、仕事と家庭の両立のため、企業の管理職の育児に対する理解や協力が進むよう、イクボスの養成の取組を実施します。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)
ワーク・ライフ・ バランス推進啓発事業	県 雇用政策課	事業概要	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、島根労働局など関係機関と連携し、リーフレットの作成など周知啓発を行います。	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)

施策III 5② 家庭の教育力向上のための支援

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 幼児教育総合推進事業	県 教育指導課 地域教育推進	事業概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。	
		事業目標項目	保育者としての資質・能力が身に付いていると答えた保育者の割合【当該年度10月時点】	
		目標値(年度)	69.0%(R6)	現状値(年度)
【再掲】 結集!しまねの子育て 協働プロジェクト事業	市町村 社会教育課	事業概要	幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校支援、放課後子ども教室等、地域未来塾による学習支援等、家庭教育支援などの学校・家庭・地域が協働して子どもを育んでいく活動への支援を通して、地域総合力で子どもを育む体制づくりを図ります。	
		事業目標項目	① 本事業に参画する地域住民数(延べ数) ② 地域学校協働本部を設置している公立中学校区数の割合	
		目標値(年度)	①70,000人 ②100%	現状値(年度)
青少年を健やかに育む 意識向上事業 (県民運動推進事業)	青少年育成 島根県会議 青少年家庭課	事業概要	青少年育成県民会議が家族の絆を深めることをめざし、「しまね家庭の日」の啓発を行います。行う各種事業・活動に助成します。(「しまね家庭の日」普及啓発事業)	
		事業目標項目	-	
		目標値(年度)	-	現状値(年度)

施策III 5③ 地域と連携した学校づくりの推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 ふるさと教育推進事業	県 教育指導課 社会教育課	事業概要	ふるさにとに残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを更に高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく「ふるさと教育」を地域と学校で推進します。	
		事業目標項目	①市町村の推進計画に基づき「ふるさと教育」を実施する市町村立小・中・義務教育学校の割合 ②『島根県学力調査(中学2年生)』『地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある』生徒の割合	
		目標値(年度)	①100% ②44%(R6)	現状値(年度)

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 結集！しまねの子育て 協働プロジェクト事業	市町村 社会教育課	事業概要	幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校支援、放課後子ども教室等、地域未来塾による学習支援等、家庭教育支援などの学校・家庭・地域が協働して子どもを育ていく活動への支援を通して、地域総がかりで子どもを育て体制づくりを図ります。	
		事業目標項目	① 本事業に参画する地域住民数（延べ数） ② 地域学校協働本部を設置している公立中学校区数の割合	
		目標値（年度）	①70000人 ②100%	現状値（年度）
【再掲】 教育魅力化人づくり 推進事業	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	島根県の子どもたち一人一人に「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が、目標を共有し、協働を図りながら、高校魅力化コンソーシアムを活用しながら各学校が教育課程の編成や改善を行い、よりよい教育を推進する体制を強化します。	
		事業目標項目	高校魅力化アンケートの項目「地域社会の魅力や課題について、自主的にテーマを設定し、フィールドワーク等を行いながら調べ、考える学習活動に対して、熱心に取り組んでいる」	
		目標値（年度）	64.7%（R6）	現状値（年度）

施策Ⅲ 5④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 青少年を健やかに育む 意識向上事業（健全育 成広報啓発事業）	県 青少年家庭課	事業概要	青少年の育成支援強固期間においてキャンペーンを行うとともに、スマートフォン及びインターネットの安全な利用を啓発します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 青少年を健やかに育む 意識向上事業（県民運 動推進事業）	青少年育成 島根県会議 青少年家庭課	事業概要	青少年育成県民会議が青少年の健全育成のために行う各種事業・活動に助成します。（「しまニコッ！（スマイルで声かけあい）県民運動」、青少年育成アドバイザー養成事業）	
		事業目標項目	しまニコッ！（スマイルで声かけあい）県民運動推進者登録数	
		目標値（年度）	4,000人（R6）	現状値（年度）
【再掲】 幼児教育総合推進事業	県 教育指導課 地域教育推進室	事業概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。	
		事業目標項目	保育者としての資質・能力が身に付いていると答えた保育者の割合 【当該年度 10月時点】	
		目標値（年度）	69.0%（R6）	現状値（年度）
子ども・若者育成推進 サポーター事業	青少年育成 島根県会議 青少年家庭課	事業概要	子ども・若者の育成を行っている個人や団体を対象としてネットワーク化を行い、活動内容などの情報の共有を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

施策Ⅲ 5⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 青少年を健やかに育む 意識向上事業（県民運 動推進事業）	青少年育成 島根県会議 青少年家庭課	事業概要	青少年育成県民会議が青少年の健全育成のために行う各種事業・活動に助成します。また、健全育成を行っている個人・団体のネットワーク化を図ります。（青少年の主体的な活動支援事業）	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
社会教育総合推進事業 優良少年団体表彰	県 社会教育課	事業概要	幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が模範と認められる者に対し、その功績をたたえ表彰する、優良少年団体表彰を行う。	
		事業目標項目	優良少年団体（県教育長表彰）の被表彰団体数	
		目標値（年度）	3団体	現状値（年度）
青少年文化活動推進 事業	県 社会教育課	事業概要	全国大会等で優秀な成績をおさめた児童・生徒を顕彰したり、地域や文化芸術団体と連携し中学・高校の文化部活動成果の発表機会等を提供したりすることにより、文化芸術活動の支援を行います。	
		事業目標項目	顕彰者件数	
		目標値（年度）	70件	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
社会教育研修センター 事業	県 社会教育課	事業概要	「地或力」の醸成に資する人材〔社会教育指導者（市町村社会教育担当者・公民館等職員等）及び社会教育に関わる方〕を養成する研修を実施します。	
		事業目標項目	社会教育実践者の養成（延べ参加者）人数	
		目標値（年度）	700人	現状値（年度）
【再掲】 結集！しまねの子育て 協働プロジェクト事業	市町村 社会教育課	事業概要	幅広い地域住民や企業・団体等の参画による、学校支援、放課後子ども教室等、地域未来塾による学習支援等、家庭教育支援などの学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動への支援を通して、地或総力かりで子どもを育て体制づくりを図ります。	
		事業目標項目	① 本事業に参画する地域住民数（延べ数） ② 地或学校協働本部を設置している公立中学校区数の割合	
		目標値（年度）	①70,000人 ②100%	現状値（年度）
【再掲】 青少年の家事業	県 社会教育課	事業概要	小・中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。	
		事業目標項目	利用者数	
		目標値（年度）	年間48,000人	現状値（年度）
【再掲】 少年自然の家事業	県 社会教育課	事業概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市・浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。	
		事業目標項目	利用者数	
		目標値（年度）	年間24,000人	現状値（年度）
【再掲】 ふるさと教育推進事業	県 教育指導課 社会教育課	事業概要	ふるさに残る美しく豊かな自然、各地或に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを更に高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく「ふるさと教育」を地或と学校で推進します。	
		事業目標項目	①市町村の推進計画に基づき「ふるさと教育」を実施する市町村立小・中・義務教育学校の割合 ②『島根県学力調査（中学2年生）』「地或や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある」生徒の割合	
		目標値（年度）	①100% ②44%（R6）	現状値（年度）
市町村老人クラブ連合 会助成事業	市町村 老人クラブ 高齢者福祉課	事業概要	元気な高齢者等の活躍により、子どもを見守る活動や次世代育成支援等の地或支え合い活動を支援します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 図書館事業	県 社会教育課	事業概要	県民の高度化・多様化する学習ニーズにこえ、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料を始めとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。	
		事業目標項目	①県立図書館のレファレンス年間受付件数 ②読書普及指導員の派遣件数	
		目標値（年度）	①10,000件 ②35件	現状値（年度）
【再掲】 子ども読書活動推進 事業	県 社会教育課 教育指導課 特別支援教育課	事業概要	学校図書館の充実と活性化を図り、図書館を活用した教育を推進するとともに、読み聞かせや親子読書の普及によって読書習慣の確立を図ることで、学校、家庭、地或における子どもの読書活動を推進します。	
		事業目標項目	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	
		目標値（年度）	100%（R5）	現状値（年度）

基本施策6 社会環境健全化の推進【環境整備】

施策Ⅲ6① 安全安心な地域づくりの推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針	県 環境生活 総務課	事業概要	学校や通学路における安全を確保するための指針を定め、周知することで、子どもが犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
通学路における防犯 対策	県内警察署 生活安全 企画課	事業概要	平成30年の閣僚会議にて決定された「登下校防犯プラン」に基づき、地域（行政・学校・警察・ボランティアなど）全体において、通学路の合同点検を行い、危険箇所の改善に取り組みます。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
子ども、女性の安全 対策の推進	警察 少年女性 対策課	事業概要	声かけ、つきまとい事案等に対しては、行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告措置を講じます。 不審者情報の配信（みこびー安全メール）により地域住民と連携した未然防止対策に努めます。	
		事業目標項目	子ども、女性の安全対策の推進	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

施策Ⅲ 6② 有害環境の浄化対策の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
有害環境浄化に向けた 地域住民の意識の醸成	警察 青少年家庭課 少年女性 対策課	事業概要	「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく事業所への立入調査や、関係機関・健全育成ボランティアと連携した各種街頭活動等を通じて、子どもの健全な育成を図るための環境整備を推進します。	
		事業目標項目	健全育成条例の規定に基づき適正な図書類の取り扱いや営業を行っている店舗の割合【当該年度3月】	
		目標値（年度）	80% (R6)	現状値（年度）
健全な環境確保に 向けた事業者への啓発	警察 少年女性 対策課	事業概要	少年指導委員による風俗営業所への立入、関係機関連携によるコンビニエンスストアなど24時間営業店への巡回などを通じて、各種法令遵守により、子どもの健全育成への協力要請を行います。また、違反営業者に対しては取り締まりを行います。	
		事業目標項目	有害環境浄化	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 たばこ対策	県 健康推進課	事業概要	将来を担う子どもたちに最初の1本を吸わせない取組をすすめるため、関係機関と連携し、喫煙による健康への影響についてさらなる普及啓発を行います。	
		事業目標項目	—	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

施策Ⅲ 6③ インターネット等をめぐる問題対策の推進

事業名	実施主体 担当課	事業概要など		
【再掲】 子どもに対するインター ネットの適切な利用 に関する教育	警察 少年女性 対策課	事業概要	小学校、中学校、高等学校においてネットモラル教室を開催し、不適切な利用によって、犯罪の被害を招いた事例及びスマートフォン等の利用時のルールとマナーについて説明し、正しい利用についての理解を深めます。	
		事業目標項目	子どもの規範意識・自主防犯能力の向上	
		目標値（年度）	実施率100%目標	現状値（年度）
地域社会全体への意識 啓発	警察 少年女性 対策課 青少年家庭課	事業概要	青少年が適切にインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく立入調査等を通じ、携帯電話販売店等に対して、フィルタリングの普及や利用促進を要請します。	
		事業目標項目	インターネットトラブルを防ぐ環境の整備	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）
【再掲】 家庭におけるインター ネットリテラシー教 育、ペアレンタルコン トロールの促進	警察 少年女性 対策課 青少年家庭課	事業概要	PTA、地域の会合や広報啓発資料等を通じ、保護者に対して、フィルタリングや家庭におけるルールづくり、子どものスマートフォン等の利用状況の管理等必要性を意識づけます。 街頭キャンペーン、各種会合その他、チラシやSNS等各種広報媒体などあらゆる機会を通じ、保護者に対して、フィルタリングや家庭におけるルールづくり、子どものスマートフォン等の利用状況の管理等の必要性を意識づけます。	
		事業目標項目	保護者への意識啓発	
		目標値（年度）	—	現状値（年度）

【参考資料】

■内閣府 子供・若者育成支援施策の総合的推進ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>

◇子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）

◇子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定）